

1999年7月

# クラブアッセンブリー

(職業分類表付)



会長 太 原 春 雄

幹事 村 田 和 雄

鹿児島西ロータリークラブ

TEL 223-5902

FAX 223-7507

# ロータリーの綱領

## Object of Rotary

### 綱 領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある：

第1 奉仕の機会として知り合いを広めること；

第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が、業務を通じて社会に奉仕するためにその業務を品位あらしめること；

第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；

第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

### Object

The object of Rotary is to encourage and foster the ideal of service as a basis of worthy enterprise and, in particular, to encourage and foster ;

First. The development of acquaintance as an opportunity for service ;

Second. High ethical standards in business and professions ; the recognition of the worthiness of all useful occupations ; and the dignifying of each Rotarian's occupation as opportunity to serve society ;

Third. The application of the ideal of service in each Rotarian's personal, business and community life ;

Fourth. The advancement of international understanding, goodwill, and peace through a world fellowship of business and professional persons united in the ideal of service.



# 目 次

ロータリーの綱領

R.I.会長の横顔 .....2

R.I.第2730地区ガバナーの横顔 .....4

会長挨拶 .....6

幹事挨拶 .....7

年間行事予定表 .....8

理事役員及び委員会名簿 .....10

クラブ概況報告 .....11

委員会報告 .....16

鹿児島西ロータリークラブ定款 .....27

    "    細則 .....39

    "    慶弔規定 .....48

    "    奨学金制度要綱 .....49

1998～99年度収支決算書 .....50

財産目録 .....51

1999～2000年度収支予算書 .....53

職業分類表 .....56

会員名簿 .....66



## Rotary International



One Rotary Center  
1560 Sherman Avenue  
Evanston, IL 60201 - 3698 USA  
Phone : 847 - 866 - 3000  
F A X : 847 - 866 - 8237  
Internet E - mail :  
pid@riorc.mhs.compuserve.com

### カルロ・ラビッツァ、イタリア、ミラノ市

- 1998 - 99年度国際ロータリー会長エレクト
- 1995 - 97年度ロータリー財団管理委員会委員
- 1994 - 95年度ニース国際大会委員会委員長
- 1985 - 86年度国際ロータリー副会長
- 1984 - 86年度国際ロータリー理事

カルロ・ラビッツァ氏は、産業用コンビナートおよびオフィス・ビルのデザインを国際的規模で専門に扱う、自身の名前が付されたカルロ・ラビッツァ建築事務所の元経営者です。氏はまた、イタリアおよびスイスの両国において経営および財務のコンサルタントをつとめておられます。ミラノ市に生まれ、ミラノ大学において土木工学を専攻され、同大学を卒業されました。

ラビッツァ氏は、イタリア技術者協会およびスイス技術者・建築業者協会の会員で、公共施設および生産工場の設計企画に顕著な貢献をされたことによりドイツ連邦共和国から2回、授賞されておられます。

ロータリーを通じ、ラビッツァ氏は、世界中の人々の生活を向上させるために尽力してこられました。1996年に、同氏は、遊牧民の子供たちに対しポリオの免疫付与を施すロータリー活動を記録するためにケニア北部へ派遣された奉仕班を率いました。その奉仕班は、西暦2000年までにポリオの撲滅を援助、達成するためにロータリーのポリオ・プラス・プログラムの推進に発揮された弛まざる氏の指導力を端的に物語っております。同氏は、産業先進国の資財を開発途上国のニーズに結び付けるロータリーの世界社会奉仕プログラムの初期の指導者の一人でした。1986年から1988年にかけて、氏は、バングラデシ、フランス、フィリピンおよびジンバブエにおいて開かれた4つの国際ロータリー開発会議の委員長をつとめられました。その他に、同氏は、住宅および飢餓と云った世界的な問題を取り上げた世界指導者会議に国際ロータリーを代表し参加されました。

1971年以來のロータリアンであるラビッツァ氏は、イタリアのミラノ南西ロータリー・クラブの創立会員で、同クラブの元会長です。国際ロータリーでは、地区ガバナー、諮問委員会委員、情報カウンセラー、各種委員会委員および委員長を歴任されました。最近では、ラビッツァ氏は、1997年国際協議会委員会委員長をつとめられ、これまでに国際ロータリーの副会長、理事および管理委員会委員としても活躍されてこられました。同氏は、ロータリー財団からその国際的な人道のおよび教育的プログラムのための支援活動に対し財団功労表彰状を受賞され、また財団のポリオ・プラス・キャンペーンに対する奉仕功労賞を受領されました。

1998年7月



# ROTARY 2000



Rotary International

ロータリアンの皆さま

新世紀の開幕を目前にして、思いはおのずから未来に寄せられます。私たちは自分自身にこう問いかけます。：ロータリーはどこへ行く？我々の組織は21世紀に参入する準備が果たして十分か？より力強く、より効果的な活動をするには、いかなる進路を取るべきか？

この問いに対する答えは、過去にあります。そして、それにもいや増して現在にあります。未来とは独自に自然発生する状態ではなく、毎日毎日、私たち自身が選択し、活動して作りあげてゆくものなのです。21世紀にロータリーが確実に成功を収めるため、私たちの活動、決断にあたっては、堅実、信望、持続の基準を堅持しつつ、さあ行動を開始しましょう。

堅実であるためには、一人一人が、それぞれ心の中なる信念を堅持し、その基本原則に従って行動しなければなりません。ロータリアンの使命は奉仕です。ロータリアンは、94年にわたって、この基本的な目的を胸に抱きしめ、その理想を追い求めてきました。この世界も私たちの組織も劇的に変化しましたが、私たちの人道的奉仕と国際理解に対する献身は、さらに一層強いものになりました。然しながら、同時に、私たちは、今日の世界において私たちの使命を堅実に遂行するには、新しい方策やアイデアが必要なことも歴然としております。21世紀においてロータリアンの理想を堅実に引き継ぐためには、創設の理念に忠実であると共に、進んで変革と成長に応ずる心と能力が求められます。

信望とは、私たちが、家族に、事業に、職務に、また自分のクラブ、地域社会に対し、いずれの場合も常に良心的な行動をすることを意味します。

ロータリアンが誠実であることを実証し、高度な道徳的水準の模範生であれば、人々は皆ロータリーのしていることに信頼を寄せます。今日、国際ロータリーが最高レベルの信望をかちとったのは、ロータリアンが、ポリオ・プラスを通じて人道的奉仕への献身を実証したからです。同じように、全会員が皆、ロータリーの掲げる理想を日常生活において実証すれば、どのクラブも地域社会の信望をかちとり、また持ち続けることができるでしょう。

持続というのは、毎年指導陣が変わるような組織にとってきわめて大切なことです。新指導陣が毎年クラブや地区のプログラムを一新してしまつたら、結局は、ほとんど何も達成されずに終わるでしょう。ただ、持続ということは、ある程度の謙虚さと度量が必要です。次期指導者は、新しいプロジェクトを始める前に、既に設けられている目標を達成するように要請されます。従って、前任者の計画やアイデアが十分に熟するまで、自分の計画やアイデアを延期せざるを得ません。

国際レベルでも同じことが言えます。1999 - 2000年度の国際ロータリーにとって、持続とは、ポリオとの闘いにおける最終区間を走ることを意味します；21世紀の奉仕活動に備えて、既存のプログラム機構内で活動することを意味します；寛容と連帯の精神で、全人類が平和に尊厳を保って暮らせる世界を作ろうという、私たちの努力を継続することを意味します。

ロータリー2000は、過去と現在の最良のものを統合強化し、来るべき時代と、そこに出現するであろう諸問題に目を据える時です。挑戦すべき課題は少なくありません。今日の大局観をもって来るべき世紀を展望すれば、問題は次のようになります：貧富の格差拡大、暴力拡散、人口増加、食糧配分、国際的統合対地域分権分裂、環境破壊、文化価値観の喪失……これ等いくつかの問題は、既に見られるところですが、その反面、未来派は、21世紀の暮らしを改善する進歩の一つとして、より迅速で画期的な通信システム、新エネルギー源、遺伝子操作生産物等の出現を挙げるでしょう。

明らかに私たちは、飽くなき欲求と底知れぬ潜在力で、良くも悪しくも性格づけられる未来に向かって進んでいるのです。私たちロータリアンは、問題と可能性との架け橋を務めるのに特に適しています。私たちは、人間として最も基本的な欲求も満足にかなえられぬ国にも、また先進技術大国にも強力な地盤があります。この地盤を活用しましょう—そこから得られる無比の洞察力でロータリー2000の躍動的な精神を育成し、これを地球の隅々まで押し広げましょう。

ロータリー2000は、前向きな精神ですが、然しそれは私たちの豊かな過去から受け継ぐ最高の伝統に根差しています。それは奉仕と親睦の精神です。国際理解の精神です。寛容と連帯の精神です。それはロータリアン一人一人の心から生まれて光を放し、あまねくクラブや地区に行き渡らねばならぬ精神です。その精神はまた、世界のかなたまでも広がってゆかねばなりません。それは、私たちが皆共に力を合わせて進むことを可能にし、地球上に限らずロータリーを押し及ぼす強靱な精神なのです。

堅実・信望・持続を私たちの羅針盤として、新世紀のロータリーを待ち望みつつ、着実にこの好機に臨みましょう。

ロータリー2000：活動は—堅実、信望、持続

カルロ・ラビッツァ  
1999 - 2000年度国際ロータリー会長

# 1999～2000年第2730地区ガバナー



井ノ上 繁

大正15年8月8日生

本籍地 鹿児島県鹿屋市北田町8191

現住所 鹿児島県鹿屋市西大手町2番11号

## 【略 歴】

- 昭和22年3月 第七高等学校造士館理科乙類卒業
- 昭和22年4月 九州帝国大学医学部入学
- 昭和26年3月 九州大学医学部 学士試験合格  
インターンに入る
- 昭和27年3月 インターン終了
- 昭和27年5月 医師国家試験合格  
九州大学医学部第一外科入局
- 昭和32年4月 文部教官 助手
- 昭和32年8月 退官 鹿屋市にて開業
- 昭和36年4月～昭和52年3月 鹿屋市医師会理事
- 昭和63年4月～平成 3年3月 鹿児島県医師会理事
- 現 在 医療法人 碧仁会 井ノ上病院理事長

## 【ロータリー歴】

- 昭和58年11月 鹿屋ロータリークラブ入会
- 昭和60年11月 ポール・ハリス・フェロー
- 平成元年 鹿屋ロータリークラブ会長
- 平成7年 ベネファクター
- 平成8年 鹿児島県東部分区代表理

# 国際ロータリー第2730地区 1999 - 2000年度地区運営方針

## 【基本方針】

カルロ・ラビッツァRI会長は、ロータリーの輝かしい歴史を踏まえ、草の根から湧き出るように「活動は堅実、信望、持続」と掲示された。

殊に、2000年という新しい千年期に入る記念すべき年でもあり、ロータリーをもう一度見直すべきで、聊かプログラムを抜け過ぎたやに思われるので、新たな事業は採用せずに歴代会長の努力された点について堅実に奉仕しようと云われるのである。

更に、世界的に見るとロータリーはクラブ数は増えたが、ロータリアンの数は初めて正確に減少している事実を重視し、大いに危機感をもって建て直そうと力説され、私も強く同感したものである。

先ずは会員の大会防止が最も肝要のことと思われる。

## 【強調事項】

### 1. 増強と拡大

前述の如く、米国を除いて世界の経済は決して好ましくなく、会員の増強は期待し難い厳しい状況にある。問題は会員の退会の予防こそ、くどいようだが重要課題である。入会して多くの人々と接し、クラブ内の重要な責任を持たされて、初めて真のロータリアンへの道が開かれるのである。厳しい状況下にあるからこそ拡大、増強に努力すべきではないだろうか。

### 2. 新世代育成

我が国の社会環境は誠に憂うべき段階にある。中学生のナイフ事件、小中学生におけるいじめや自殺など、痛ましい事件が社会の耳目を歎だたせている。これらは、ロータリアンによって或いはロータリークラブで何とかする問題ではないが、決して座視する訳にはいかず、我々も社会の中に飛び込んで善処する必要がある。ローターアクト、インターアクトの育成については、論を俟たない。

### 3. 社会奉仕

荒廃したシカゴ市に、公衆便所を作ったのがロータリーの社会奉仕の嚆矢とされるが、先人の地域のニーズに合致した奉仕に改めて畏敬の念を禁じ得ない。

このような地域密着型の奉仕こそ人々の関心、尊敬を集め、ひいては会員増強のよすがともなろう。

### 4. 世界社会奉仕

世界には、想像を絶する食糧不足で瘦せさらばえた子供たちが居り、文盲のために職につけず貧困に喘いでいる地域がある。書き損じ葉書回収は思わぬ効果をもたらしているようである。是非、継続すべきであろう。

### 5. 財団への協力

年次寄付は、1人110ドルの維持が目標であるが、恒久募金への協力(50人以下のクラブは1人、100人以下のクラブは2人のベネファクターになって頂く)を是非ともお願い申し上げたい。

このためには、各人が財団の仕組みや事業を理解することが必須である。

### 6. 米山記念奨学会への寄付について

我が地区の寄付額は例年最下位である。クラブ内には是非、米山担当者を置いて1人1万円を目標に努力して頂きたい。

## 会 長 挨 拶

太 原 春 雄

老兵が会長をお引き受けすることになりました。

クラブの活力を失うことなく、記念すべき20世紀末の年度を無事に乗り切り、21世紀への橋渡しの大役を果たしたいと念じております。

会員皆様の格段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、カルロ・ラビッツァRI会長はロータリー2000年の活動を、「堅実、信望、持続」と示されました。

ロータリアン、及びロータリークラブは組織の規定を「堅実」に守り、同時にこれらの規定が、この20世紀の終わりに当たって、現実にそぐわなくなっている面がもしあるならば、規定審議会に立法案を提出しようではないかと提言しておられます。

次に、全てのロータリアンが、ロータリーの理想に準拠して日常の行動をするならば、組織の「信望」を高めることが出来、この事がより強固なクラブや、意欲に溢れるロータリアンを育むことになるであろう事を確信すると言っておられます。

最後に地域のニーズに応えるプロジェクトに焦点を合わせ、元、現在、次期リーダーが力を合わせて長期的な目標を立案実行することが「持続」の意味することであると述べておられます。

ラビッツァRI会長の指針を私たちの基本理念としながら、会員増強と青少年問題を最重点目標として精進したいと考えます。



# 幹 事 挨 拶

村 田 和 雄

1999年度鹿児島西ロータリークラブの幹事を勤めさせて頂くことになりました。

入会以来、18年が経過致しましたが、いまだにロータリーのことをよく知らないままに幹事の大役を仰せつかり、役目を全う出来るか不安でいっぱいですが、太原会長の指示にしたがい、又会員各位のご協力を戴きながら大過なく一年間を過ごしたいと思っております。

鹿児島西ロータリークラブの輝ける良き伝統を継承しながら、太原年度の重点目標である会員増強と青少年問題を微力ながら懸命に努力したいと思えます。

一年間会員の皆様の理解と友情に支えられながら頑張りますので、足りない処や間違っているところは何卒率直なご意見を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

ロータリー行事予定 (年間) 1999.7~2000.6

月	日	行 事	理事会	百万ドル	RAC例会	70パス	学習会	その他の行事
7 月	7	クラブ協議会 (方針計画)	○		1日	8日	5日	
	14		誕結祝	○	15日			
	21	インフォーマルミーティング						
	28	クラブ協議会 (予算・決算)	在席					
8 月	4	クラブフォーラム (会員増強)	誕結祝		5日		2日	
	11		○	○		12日		
	18				19日			
	25		在席					
9 月	1		誕結祝		2日		6日	
	8	クラブ協議会 (公式訪問準備)	○	○		9日		
	15	休会 (「敬老の日」につき)			16日			
	22	ガバナー公式訪問						
	29	クラブフォーラム (新世代)	在席					
10 月	6	クラブフォーラム (職業奉仕)	誕結祝	○	○	7日	4日	
	13	職場訪問				14日		
	20	ファイヤーサイドミーティング			21日			観月の宴 サンロイヤルホテル
	27		在席					
11 月	3	休会 (「文化の日」につき)			4日		1日	
	10	クラブフォーラム (ロータリー財団)	誕結祝	○	○	11日		
	17				18日			地区大会 鹿屋 (19~21日)
	24	クラブ協議会 (地区大会報告)	在席					
12 月	1		誕結祝		2日		6日	
	8	年次総会 (後期スケジュール週報)		○	○	9日		
	15	クリスマス家族会			16日			
	22		在席					
	29	休会 (年末のため)						

月	日	行 事	理事会	百万ドル	RAC例会	70バス	学習会	その他の行事
1 月	7 (金)	市内全 R.C 合同例会			6 日			
	12		誕結祝			13 日	10 日	
	19	クラブ協議会 (上期報告・下期計画)	○	○	20 日			
	26		在席					
2 月	2		誕結祝		3 日		7 日	I・M
	9	クラブフォーラム (国際奉仕)	○	○		10 日		
	16				17 日			
	23		在席					2/23 ローターリー創立記念日 2/23~3/1 世界平和週間
3 月	1		誕結祝		2 日		6 日	3/7~13 世界平和週間
	8		○	○		9 日		
	15	ロータリー賞贈呈式			16 日			3/13 世界平和週間
	21 (火)	城西・サザン R.C 合同例会						3/22 → 3/21 変更 3/23 西 R.C 創立記念日
	29		在席					
4 月	5	クラブフォーラム (会報雑誌)	誕結祝		6 日		3 日	
	12		○	○		13 日		
	19				20 日			
	26		在席					
5 月	3	休会 (「憲法記念日」につき)			4 日		1 日	
	10	クラブフォーラム (出席親睦)	誕結祝	○	○	11 日		地区協議会
	17				18 日			
	24							
	31		在席					
6 月	7		誕結祝		1 日	8 日	5 日	
	14		○	○	15 日			国際大会
	21	ファイヤーサイドミーティング						サンロイヤルホテル
	28	クラブ協議会	在席					

# 鹿兒島西ロータリークラブ理事・役員・委員会構成

1999.7~2000.6

(理事) 会 長	太原 春雄	(理事) 副会長	山元 正明
(理事) 幹 事	村田 和雄	(理事) 副幹事	川平 建次郎
(理事) 直前会長	海江田 卓	(理事) S A A	諏訪園 隆
(理事) 職奉委員長	竹下 威	副SAA	石橋 渡
(理事) 社奉委員長	若松 喜八郎	(理事) 会 計	岩元 基
(理事) 新世代委員長	銚之原 大助		
(理事) 国奉委員長	南 徹		

	委 員 会	委 員 長	副委員長	委 員		
ク	クラブ奉仕	山元 正明	古木 圭介	大平 重隆 野添 良隆 竹下 洋	水淵 清治 中園 雅治 深尾 兼好	松田 忠臣 染川 周郎
	会員増強	大平 重隆	藤安 秀一	三角桂次郎 桜美 義明	小山 幸義	小園 正人
ラ	会員選考	水淵 清治	水流 洋	岩元 紀彦	玉川 哲生	田中 寛吉
	職業分類	松田 忠臣	坂元 明雄	木治屋克己	山下 皓三	
ブ	出 席	野添 良隆	正 建二郎	池田勝一郎	東郷 三郎	中村 英幸
	親 睦	中園 雅治	秋月 宗近	板木 泰文 江口 一 瀬戸口良一 藤 裕己 山本 広明	高橋 良明 上原 満 大浦 教一 有村 仁志 三宅 一男	深掘 孝 和田 武弘 岩切 豊 川畑 宏二 鮫島 信一
奉	ロータリー情報	染川 周郎	須田 正己	高山 義則	高井 敏治	江夏 洋
	会報・雑誌	竹下 洋	庵木 英雄	加藤 一徳	森永 茂樹	
仕	プログラム	古木 圭介	徳留 忠敬	有馬 戦男 海江田 卓	中嶋 健	福田 正臣
	広 報	深尾 兼好	桐明桂一郎	坂木 貞剛	福地 眞	
職 業 奉 仕	職業奉仕	竹下 威	田崎 一郎	山下 健	原田 隼男	中村 一雄
	ボランティア	福田 一郎	玉利 賢介	各副委員長		
社 会 奉 仕	若松喜八郎	榎田 浩典	山田 晴彬	田畑 勇	松田 健一	
新 世 代	新 世 代	銚之原大助	福元 紳一	佐伯 壽郎	岩田 泰一	
	ローターアクト	藤川 毅	天本 美信	諏訪園 勳	三反田藤男	
	インターアクト	日高 好久	樋渡 良一	新川 靖博	濱田 悦郎	
国 際 奉 仕	南 徹	長柄 英男	池口 恵観	江口 清隆	別府 洋	
ロ ー タ リ ー 財 団	永松 実夫	前田樹一郎	菅 富男	岩男 秀彦	小田代憲一	
米 山 記 念 奨 学 会	川平建次郎	柴山 一清	片平 可也			
ロ ー タ リ ー 賞 推 薦	山元 正明	竹下 威	若松喜八郎	銚之原大助	南 徹	

地区ボランティア委員会委員長 高山 義則      地区新世代委員会委員 古木 圭介

# クラブ概況報告

(平成11年7月1日現在)

1. 創立年月日 1963年(S38年)3月23日
2. 承認年月日 1963年(S38年)6月27日(九州において第28番目)
3. チャーターナイト 1963年(S38年)11月20日
4. 当時のR・I会長 ニッチシ・P・ラハリー(インド)
5. 当時のガバナー 進藤誠一(第370地区)
6. スポンサークラブ 鹿児島ロータリークラブ
7. チャーターメンバー 24名(その内現在会員1名)
8. アディショナルクラブ名と創立年月日
  1. 加治木RC 1967年(S42年)6月24日
  2. 加世田RC 1972年(S47年)10月18日
  3. 枕崎RC 1972年(S47年)12月4日
  4. 鹿児島城西RC 1986年(S61年)9月16日
9. 地区外ロータリークラブとの姉妹兄弟関係
  1. 第2800地区日本鶴岡RC  
=1965年(S40年)5月9日締結  
会員相互親善訪問、週報等の交換
  2. 第5130地区米国カリフォルニア州サンタローザ・サンライズRC  
=1989年(平成元年)4月29日締結  
青少年交換事業
10. 提唱インターアクトクラブ
  1. 鶴丸高校IAC  
発会日 1964年(S39年)10月8日
  2. 鹿児島高校IAC  
発会日 1971年(S46年)6月17日
11. 提唱ローターアクトクラブ 名称:鹿児島西ローターアクトクラブ  
1976年(S51年)6月24日発会
12. 提唱プロバスクラブ 名称:鹿児島西プロバスクラブ  
1998年(H10年)1月23日発会
13. 区 域 鹿児島市中央部を貫通する甲突川上流の玉江橋から下流へ西田橋-高麗橋に至り西へ高麗町本通り-大学通り-中郡電停-更に電車路線に沿い鴨池公園南角に至り西へ谷山街道を経て宇宿町へ至る鹿児島市西方区域。(但し、旧谷山市に属する区域を除く)

14. 事	務	所	鹿児島市金生町3番1号山形屋内 TEL(099-223-5902) FAX(099-223-7507)										
15. 例	会	日	毎週水曜日12時30分～13時30分										
16. 例	会	場	山形屋1号館7階社交室										
17. 歴	代	ガバナー	14ページ										
18. 歴	代	分 区 代 理	桜美 四郎(1967) 鮫島志芽太(1970) 塘 一郎(1972) 岡元健一郎(1978) 川上鐵太郎(1983) 福田 敏之(1986)										
19. 歴	代	会 長	14ページ										
20. 歴	代	幹 事	15ページ										
21. 現	在	会 員	正会員58名 アデショナル正会員 0名 シニア・アクチブ会員 39名 計 97名										
22. 平	均	年 齢	57.61才 最高 80才 最低 34才 80代 2名 70代 10名 60代 34名 50代 26名 40代 23名 30代 2名										
23. 出	席	率	本年度目標94%										
24. 入	会	金	35,000円										
25. 年	会	金	190,000円										
26. ビ	ジ	ター	会 費 1,900円										
27. 会		報	毎週週報を発行										
28. ロ	ー	タ	リ	ア	ン	誌	「ロータリーの友」全員購読						
29. ク	ラ	ブ	協	議	会	6回							
30. ク	ラ	ブ	フ	ォ	ー	ラ	ム	7回					
31. イ	ン	フ	ォ	ー	マ	ル	ミ	ー	テ	ィ	ン	グ	1回
32. 理		事	会	定例…毎月第2例会日 臨時…必要に応じて随時									
33. 委	員	長	会	議	年2回								
34. 会	長	幹	事	会	市内…6回								

○ チャーターメンバー

安楽慶一郎	福井 浩	船木 深	堀 俊一	犬伏 康夫
岩元 健吉	岩元 正二	河井 時義	川村 洋	小山 幸義
倉園 清市	黒木長太郎	牧田 健二	松元 明人	大小田友一
大山 実	西郷 隆永	桜美 四郎	柴山 一雄	島津 忠丸
田原 誠助	塘 一郎	土橋 英夫	米倉 秀雄	計 24名

○ マルチプル・フェロー

故(柴山 一雄) (1回)	池口 恵観 (3回)	玉川 哲生 (1回)	
小園 正人 坂元 明雄	高井 敏治 山下	健 高山 義則	片平 可也
			以上9名

○ ベネファクター

中村 一雄	古木 圭介	坂元 明雄	須田 正己	以上4名
-------	-------	-------	-------	------

○ メモリアルコントリビューター

菅 富男	以上1名
------	------

○ ポールハリス・フェロー

故(塘 一郎)	柿市 高重	藤安 辰造	故(牧田 健二)	河井 時義
故(川村 洋)	故(土橋 滋)	川上鐵太郎	故(川田 恵一)	故(徳澤 紀生)
故(海老原利則)	有馬 志享	林 其為	故(外西 寿彦)	安田 正治
池田 廣	福田 敏之	岩元 紀彦	村田 和雄	木治屋 克己
上原 満	岩元 基	竹下 洋	岩男 秀彦	中村 一雄
三角桂次郎	田中 寛吉	太原 春雄	板田 浩典	染川 周郎
永松 実夫	水流 洋	森永 茂樹	前田樹一郎	岩田 泰一郎
鋒之原大助	水崎 一郎	山元 正明	若松喜八郎	山下 和磨
松田 忠臣	山田 晴彬	中川 宏	玉利 賢介	山下 良一
江口 清隆	本田 亨	板木 泰文	三反田藤男	山下 皓三
佐伯 寿郎	江夏 洋	海江田 卓	野添 良隆	菅 富男
須田 正己	中嶋 健	柴山 一清	加藤 一徳	藤川 毅
有馬 毅男	大浦 教一	東郷 三郎	正 建二郎	原田 隼男
和田 武弘	坂木 貞剛	田畑 秀一	岩切 豊	有村 仁志
天本 美信				以上75名

○ ポールハリス準フェロー

故(桜美 四郎)	故(岩元 健吉)	岩元 正二	故(岡山 栄)	池田 穰
故(永井 利承)	浜田 馨	中村 善治	光吉 正昭	桜美 義明
久野 洋一	崎元 行範	故(内山 光男)	古木 圭介	川平建次郎
				以上15名

○ 米山功労クラブ (第1回表彰) 1996. 12. 26  
(第2回表彰) 1998. 6.

○ 米山功労者

玉川 哲生 高山 義則

○ 米山功労法人

(名) 明石屋菓子店(岩田泰一) 育英社(株)(前田樹一郎)

○ 米山ファンドフェロー

宇治野純章 岩男 秀彦 竹下 洋 村田 和雄

○ 準米山功労者

永松 実夫

西ロータリークラブの推移

昭和	西 曆	ガバナー	会	長
38~39	1963~64	嘉村平八	初代	桜美四郎
39~40	1964~65	町田秀実	2代	土橋英夫
40~41	1965~66	島津久厚	3代	塘 一 郎
41~42	1966~67	吉村常助	4代	米倉秀夫
42~43	1967~68	向笠広次	5代	島津忠丸
43~44	1968~69	大津篤造	6代	鮫島志芽太
44~45	1969~70	日高安壮	7代	佐伯延次郎
45~46	1970~71	八田 秋	8代	久保田彦穂
46~47	1971~72	小田一昭	9代	岩元正二
47~48	1972~73	東 博仁	10代	牧田健二
48~49	1973~74	杉原頼三	11代	川村 洋
49~50	1974~75	竹野 融	12代	新福栄熊
50~51	1975~76	後藤基彰	13代	福田敏之
51~52	1976~77	塘 一 郎	14代	岡元健一郎
52~53	1977~78	西田武雄	15代	河井時義
53~54	1978~79	吉村武文	16代	藤安辰造
54~55	1979~80	井上和人	17代	川上鐵太郎
55~56	1980~81	福島親比古	18代	浜田 馨
56~57	1981~82	大久保一 郎	19代	中村俊雄
57~58	1982~83	杉村 進	20代	久保政次
58~59	1983~84	丸田美德	21代	高井敏治
59~60	1984~85	田中千尋	22代	池田 廣
60~61	1985~86	外山三郎	23代	福田正臣
61~62	1986~87	岩澤光男	24代	中村善治
62~63	1987~88	池田卓郎	25代	小園正人
63~64	1988~89	岡村俊一	26代	外西寿彦
H1~H2	1989~90	岩下哲夫	27代	三角桂次郎
H2~H3	1990~91	今林重夫	28代	川田 恵一
H3~H4	1991~92	井上日出男	29代	木治屋克己
H4~H5	1992~93	本坊蔵吉	30代	岩元紀彦
H5~H6	1993~94	三重野良輔	31代	岩男秀彦
H6~H7	1994~95	佐々木典綱	32代	吉留 益
H7~H8	1995~96	竹内三郎	33代	岩元 基
H8~H9	1996~97	海江田順三郎	34代	玉川哲生
H9~H10	1997~98	囃師鎮雄	35代	高山義則
H10~H11	1998~99	鮫島哲也	36代	海江田 卓
H11~H12	1999~2000	井ノ上 繁	37代	太原春雄



## (歴代会長並びに幹事)

幹 事	会 員 数	平 均 年 齢	平 均 出 席 率
川 村 洋	35名	50.0才	99.18%
高 徳 三 蔵	44	49.0	99.11
河 井 時 義	48	51.40	99.09
藤 安 辰 造	46	52.70	98.81
安 楽 慶 一 郎	55	53.30	99.79
柴 山 一 雄	58	53.00	99.92
高 井 敏 治	61	52.80	99.92
久 保 政 次	65	52.60	98.83
田 平 禮 章	73	53.19	99.01
浜 田 馨	79	52.09	98.14
外 西 寿 彦	75	54.30	98.73
小 山 幸 義	79	53.80	97.91
池 田 廣	85	54.60	97.63
中 村 善 治	86	55.70	95.49
小 園 正 人	90	57.10	96.52
三 角 桂 次 郎	87	56.45	96.59
川 田 恵 一	88	57.25	96.92
光 吉 正 昭	87	57.47	97.07
徳 澤 紀 生	86	57.58	96.22
水 渕 清 治	89	57.02	93.96
木 治 屋 克 己	85	57.18	93.75
柿 市 高 重	81	58.27	92.05
山 下 皓 三	86	58.23	93.31
中 尾 洋	85	57.63	95.36
桜 美 義 明	89	58.10	94.74
岩 元 基	91	58.05	94.06
古 木 圭 介	90	57.97	93.21
内 山 光 男	94	57.72	91.68
上 原 満	96	57.49	90.33
玉 川 哲 生	99	57.91	91.94
佐 伯 壽 郎	95	58.37	88.13
江 夏 洋	87	57.29	88.94
中 川 宏	87	57.86	90.62
森 永 茂 樹	91	57.29	91.12
榎 田 浩 典	92	57.37	92.65
岩 田 泰 一	96	57.85	
村 田 和 雄	99	57.53	

# 委 員 会 報 告

## ク ラ ブ 奉 仕 委 員 会

委員長：山 元 正 明

委 員：(副)古木 圭介・大平 重隆・水淵 清治・松田 忠臣・

野添 良隆・中園 雅治・染川 周郎・竹下 洋・深尾 兼好

### 基 本 方 針

クラブ奉仕は、ロータリーの奉仕活動の根源である事を自覚し、各委員会との連絡、協力を密にして、明るく生き活きとした魅力あるクラブを目指したい。

### 本年度の計画

1. 随時クラブ奉仕委員会を開いて、委員全員の意見を糾合して最善を尽くしてクラブの活性化に寄与したい。
2. クラブ例会を楽しく魅力あるものにする為に、プログラム委員会とも協力して卓話の充実を図りたい。
3. 奉仕活動を通じて、社会の道德意識の向上に役立つよう努める。

## 会 員 増 強 委 員 会

委員長：大 平 重 隆

委 員：(副)藤安 秀一・三角桂次郎・小山 幸義・小園 正人・

桜美 義明

### 基 本 方 針

1. クラブの円滑な運営ができるよう、年令的及び職業的にバランスのとれた会費構成をめざす。
2. クラブの活性化、向上発展等に寄与できるような人を推薦する。
3. 会員増強と積極的に働きかけるとともに退会者ををなくするように努める。

### 本年度の計画

1. 退会者をなくして、10%程度の会費増強を目指す。
2. 未充填の職業分類特に食に関係する農畜水産業者とこれに関連する流通関係者の推薦に努める。

# 会 員 選 考 委 員 会

委員長：水 淵 清 治

委 員：(副) 水流 洋・岩元 紀彦・玉川 哲生・田中 寛吉

## 基 本 方 針

1. クラブ会員として適格性と社会的地位の評判が良いこと。
2. 奉仕の精神にあふれ積極的に奉仕活動をすること。
3. 例会及びクラブ上級会合等に出席すること。

## 本年度の計画

1. 会員に推薦された人を基本方針に照合検討し速やかに理事会に報告する。
2. 会員増強・職業分類の各委員会と連絡を密にして、会員拡大に努めたい。

# 職 業 分 類 委 員 会

委員長：松 田 忠 臣

委 員：(副) 坂元 明雄：木治屋克己・山下 皓三

## 基 本 方 針

地域社会の職業分類について調査し、これに対する充塡ならびに未充塡職業の分類表を作成して職業分類上からみた会員構成の改善点を検討する。

## 本年度の計画

1. 地域社会の職業分類とこれに対する充塡ならびに未充塡の分類表を作成する。
2. バランスのとれる会員構成を目標に、クラブ奉仕・会員増強・会員選考の各委員会と協力し、未充塡職業の会員獲得に努力する。

## 出席委員会

委員長：野添良隆

委員：(副)正健二郎・池田勝一郎・東郷三郎・中村英幸

### 基本方針

例会の出席はR Iの権利であり、出席する事が奉仕への第一歩である。出席する事で会員相互の理解と親睦を深め、そのことはより大きな「報酬」に恵まれるよう努力する。

### 本年度の計画

1. 連続出席者の表彰。
2. 出席率を高めるスローガンを会場に掲示する。
3. 地区大会、各協議会などへの出席奨励。
4. メークアップによる欠席補填の奨励。

## 親睦委員会

委員長：中園雅治

委員：(副)秋月宗近・板木泰文・高橋良明・深掘孝

江口一・上原満・和田武弘・瀬戸口良一・大浦教一

岩切豊・藤裕己・有村仁志・川畑宏二・山本広明

### 基本方針

- ・会員相互の親睦をはかるとともに、ビジター、ゲスト等来訪者を暖く迎え、親しみやすいクラブづくりに努める。
- ・新入会員がクラブに早く馴染めるよう、諸行事への積極的な参画を促す。

### 本年度の計画

1. 観月会、クリスマス家族会を含む参観会を年4回実施する。
2. 有志によるゴルフコンペを年4回実施する。
3. ニコニコボックスの件数を増やす為の情報交換を密にする。
4. 会員の為の相互情報をとりまとめる。

(おすすめ飲食店、趣味の会など)

## ロータリー情報委員会

委員長：染川 周郎

委員：(副)須田 正己・高山 義則・高井 敏治・江夏 洋

### 基本方針

1. 会員特に新入会員に、会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員が適切な理解をして、早期にクラブに馴染まれるようにする。
2. 会員に、国際ロータリーの歴史、綱領、活動等各方面に関する情報を提供する。
3. 月例学習会の充実に努める。

### 本年度の計画

1. 会員候補者の推薦者・会員増強委員会・会員選考委員会・職業分類委員会等、入会に関する各委員会及び幹事のご協力をいただきながら、新会員に対し、個別的に、「入会時オリエンテーション」を実施する。
2. 年間少なくとも二回、新入会員を対象にして、各委員長及び幹事のご協力をいただいて、「新入会員との懇談会」を実施する。
3. 会員及び新入会員を対象にして、毎月第一月曜日午後6時30分～8時30分の間に「月例学習会」を実施する。

## 会報・雑誌委員会

委員長：竹下 洋

委員：(副)庵木 英雄・加藤 一徳・森永 茂樹

### 基本方針

1. 毎週例会毎にクラブ週報を発行し、クラブ内外の情報を伝達する。
2. ロータリーの友、カバナー月信を積極的に愛読するように奨励する。
3. クラブの活動状況等の記録を残すようにする。

### 本年度の計画

1. 週報の内容充実に努力する。
2. 各委員会と連絡を密にして、情報の提供をお願いする。
3. ロータリー友、カバナー月信の特に読んでもらいたい記事を例会等を通じて会員に紹介するように努力する。

# プログラム委員会

委員長：古木圭介

委員：(副)徳留忠敬・有馬戦男 中嶋健 福田正臣

海江田卓

## 基本方針

会員相互の理解を図ることと、時代に即応した情報の提供をできるテーマと講師の選定に努める。

## 本年度の計画

1. 新入会員および会員の卓話の機会を多く設ける。
2. 幅広い話題を提供できるような内容を工夫する。
3. ロータリー活動のテーマに沿った情報提供の機会を設定する。

# 広報委員会

委員長：深尾兼好

委員：(副)桐明桂一郎・坂木貞剛・福地眞

## 基本方針

地域社会にロータリーの活動を理解し、支持していただくために、地元の報道機関や心ある人々と協力し、ロータリーニュースを地域に密着した身近なニュースとして広報を図る。

## 本年度の計画

定期的なニュースリリースの提供を行なうとともに報道機関との円滑なコミュニケーションを図るためマスコミとの懇談会を実施する。(7月)

また話題性、ニュース性のある活動を広報面で支援するため、各委員会よりの情報収集を図る。

# S A A 委 員 会

委員長：諏訪園 隆

委員：(副)石橋 誠

## 基本方針

ロータリークラブの例会場としてふさわしい品位を備えた設営を行うと同時にゲスト・ビジターの方々も、再来を望まれるような秩序正しい運営を行う。

## 本年度の計画

1. 定刻開始・定刻終了の厳守。
2. ゲスト・ビジターの送迎を大事にしたい。
3. 会員相互の交流がより深まるよう、設営を工夫していきたい。
4. ゲスト卓話中の私語の禁止、禁煙及び携帯電話等の自粛の協力を働きかけたい。

# 職 業 奉 仕 委 員 会

委員長：竹 下 威

委員：(副)田崎 一郎・山下 健・原田 隼男・中村 一雄

## 基本方針

会員各自が自己の職業に誇りと自覚を持つとともに、他の会員の職業に対する、理解と認識を深め、各会員及びクラブがそれぞれの職業を通じて奉仕を日常的活動として実践し、地域社会に貢献することを基本方針とする。

## 本年度の計画

1. 「職業宣言」を例会場に掲示する。
2. 四つのテストの唱和を月初めの例会時に行う。
3. 職場訪問を10月に実施する。
4. クラブ会員の推薦を受け、優良従業員を表彰する。
5. ボランティア委員会と協力し、会員個人ないしはクラブとして職業を通じてボランティア活動を行う。
6. 新世代委員会、インターアクト委員会と協力し、高校生の「職業選択フォーラム」に参加する。
7. 情報委員会と協力し「学習会」において、職業奉仕の実態や理想、さらには将来の展望等について話し合う。
8. クラブフォーラムで「職業宣言」・「職業奉仕に対する声明」を見据えながら、職業奉仕に対する理解を深め、プロジェクトを策定する。

## ボランティア委員会

委員長：福田 一郎

委員：(副) 玉利 賢介・古木 圭介・藤安 秀一・水流 洋  
坂元 明雄・正 建二郎・秋月 宗近・須田 正己・庵木 英雄  
徳留 忠敬・桐明桂一郎・田崎 一郎・榎田 浩典・福元 紳一  
天本 美信・樋渡 良一・長柄 英男・前田樹一郎・柴山 一清

### 基本方針

ロータリーのモットーである「超我の奉仕」の精神を更に涵養、高揚し、より多くのロータリアンが、普段着の形でボランティア活動に取り組み、参加、実行していく事により地域社会に奉仕していく。

### 本年度の計画

1. ボランティア活動についての正しい理解と啓発を、学習会、例会卓話等での小委員会として図っていく。
2. 職業奉仕委員会、社会奉仕委員会や国際奉仕委員会等と緊密に連携協力しながら、会員のボランティア活動を推進していく。
3. 各会員のボランティア活動について、過去の体験や現在の取り組み体験等について、「私のボランティア活動体験」として、アンケート形式にて発表、紹介を行い、理解と啓発につなげていく。

## 社会奉仕委員会

委員長：若松 喜八郎

委員(副) 榎田 浩典・山田 晴彬・田畑 勇・松田 健一

### 基本方針

先人の地域のニーズに合致した奉仕活動を振り返り、今、地域社会が本当に必要としているものを模索し実践可能な奉仕活動をすべく努力する。

### 本年度の計画

1. 継続プログラムは従来通り実行する。
  - ①ロータリー賞  
社会奉仕実践者に対して『ロータリー賞』を贈る。
  - ②社会福祉施設「ゆうかり学園」の訪問。
  - ③西駅前清掃(RACと協同)
2. 新しいプログラムの試み  
高齢化社会到来に対し、プロバスクラブと協同で各種老人ホーム等を訪問しロータリーが何を協力出来るかを探る。



# 新 世 代 委 員 会

委員長：銚之原大助

委員：(副) 福元 紳一・佐伯 壽郎・岩田 泰一

## 基 本 方 針

インターアクト委員会と連絡を密にし、青少年が社会奉仕の理念の追求のための活動が出来る環境づくりに心掛ける。

さらに、青少年に直接接し、共に行動する機会をつくり、魅力ある楽しい活動を通じて、立派な若い指導者の育成につとめる。

## 本年度の計画

1. 青少年に接する機会づくりに努める。
2. 青少年の活動及び会合に積極的に参加・協力する。
3. インターアクトの会員増強及び活動に協力する。

# ロ ー タ ー ア ク ト 委 員 会

委員長：藤 川 毅

委員：(副) 天本 美信・諏訪園 勳・三反田藤男

## 基 本 方 針

国際ロータリーによって規定される、「標準ローターアクトクラブ定款、細則」に則り、ローターアクト会員がクラブ参画の意義を自らの力で見出せるような助言、指導、協力する。

会員各自が自らの力で考え、行動し、他との進歩的調和を図り、自立の精神樹立の事故啓発に努められるように助言していく。また、歴史や伝統を重視しながら時代に合ったローターアクトの在り方を検討し、ローターアクト会員と協議しながら新たな方向を模索する。

会員数の逡減傾向に歯止めをかけるべく、ローターアクト会員と協力しながら会員の拡大を目指す。

1. 指導能力開発の助言
2. 個人の価値を認める考え方に立脚して、他人の権利を尊重する観念を養えるように。
3. すべての有用な職業は社会に奉仕する機会であるとして、その品位と価値を認識出来るように。
4. 指導者としての資質という面でも、職業上の債務を遂行するという面でも、道徳的基準が大切であることを認識してもらい、実践・推進するように。
5. 地域社会と世界各地のニーズ、問題、機会に対する知識と理解を深められるように。
6. 地域社会に奉仕し、かつ、国際理解と全人類に対する善意に推進するために、個人として、また、団体として、活動する機会を積極的に求めるように。

## 本年度の計画

1. ローターアクトクラブ例会の開催  
第一・第三木曜日 午後7時～9時 青少年会館（鶴池新町）
2. ローターアクトの意義・理解を深め、また会員拡大、会員間の親睦を深めるためのキャンプの開催7～8月に開催予定 開催地未定
3. ロータリアンの卓話（年に5～6回程度）
4. JR西鹿兒島駅前の清掃作業（第一日曜日・午前6時半）
5. 愛の聖母園訪問（第一日曜日の清掃作業後）
6. クラブ内、分区内、地区内RYLA等、各種研修会参加
7. 内外クラブとの交歓会、他ローターアクトクラブとの合同例会の開催
8. クリスマス会、忘年会、年度末パーティ等会員親睦会の開催
9. 会員拡大

## インターアクト委員会

委員長：日 高 好 久

委員：（副）樋渡 良一・新川 靖博・濱田 悦郎

## 基本方針

青少年に将来社会の一員としての自覚が持てる様に、色々な職業の社会への貢献も含め職業選択フォーラムを理解してもらう。また、国内外での社会奉仕活動に援助を行う。

## 本年度の計画

1. インターアクト年次大会への参加
2. インターアクト協議会への出席
3. 交換学生との親睦をはかる
4. 職業選択フォーラムをおこなう
5. 会員増強をはかる

# 国際奉仕委員会

委員長：南 徹

委員：(副)長柄 英男・池口 恵観・江口 清隆・別府 洋

## 基本方針

ロータリーが推進する、国際理解、親善、平和を考察し、他国の人々、その文化、習慣、業績、抱負、問題を理解する。鹿児島西ロータリークラブ会員の地域社会で、またロータリアンの旅行中、及び国際大会に出席中の個人的交流、読書と通信、他国の人のためになるクラブ活動およびプロジェクト

(G. S. Eやサンタローザ友好協会青少年交換プログラム等)へ協力する。

## 本年度の計画

1. 国際奉仕活動の意義を、学習会、卓話、および週報を通して相互に学び、理解することに努める。
2. G. S. Eやサンタローザ友好協会青少年交換プログラムに協力する。
3. 会員の海外出張や、海外旅行の折にできる限り、海外のロータリークラブ例会に、メイクアップとしての参加を奨励し、卓話や、にこにこ宣言等を通して、週報に記載して貰う。
4. 県下在住外国人、留学生、および国際交流ボランティア活動家を、学習会や卓話に招待して、国際親善や交流の在り方など国際社会の本音と建て前等を紹介して貰う。

# ロータリー財団委員会

委員長：永松 実夫

委員：(副)前田樹一郎・菅 富男・岩男 秀彦・小田代憲一

## 基本方針

ロータリー財団創設の目標(国際規模の人道的、教育的、文化的……)をよく理解し、その達成に向けて支援し、財団プログラムに沿って資金の活用がスムーズに行われるよう努力奨励する。

## 本年度の計画

1. 地区財団活動資金(DDF)、国際財団活動資金(WF)、研究グループ交換(GSE)、保健、飢餓追放及び人間尊重(3-H)活動等のため基礎となる資金源の確保に努力する。
2. ポールハリスフェロー、準フェローの増加に努力する。
3. その他

# 米山記念奨学会委員会

委員長：川平 建次郎

委員：(副) 柴山 一清・片平 可也

## 基本方針

1. 旧年度までは、わがクラブにおいて米山奨学会関係の作業を副幹事、ロータリー財団委員会、国際奉仕委員会等が分担していた。
2. 地区ガバナー事務所の呼び掛けに応じて、今年度、わがクラブにも「米山記念奨学会委員会」が設立された。
3. 地区には、「米山記念奨学会委員会」と「米山募金委員会」があるが、わがクラブには、「米山記念奨学会委員会」のみである。
4. 委員会の任務は、「ロータリー米山記念奨学生の世話」と「財団法人・ロータリー米山記念奨学会への資金提供、即ち、クラブ会員への寄付の奨励」である。

## 本年度の計画

1. 「米山募金」は、本年度クラブ会長の重点指導項目である。
2. 馴染みの薄い「米山」に関する情報を、可能な限り、クラブ会員各位に紹介する。
3. 寄付には「普通寄付」と「特別寄付」がある。「普通寄付」はわがクラブにおいては、一人当たり年額2000円として、半期毎に年額の半額を送付している。「普通寄付」以外が「特別寄付」であり、クラブ会員あるいは会員外から寄付されるものである。
4. 「特別寄付」は、あくまでも自主的な行為であるが、委員会としては、目標を定めて、「特別寄付」を奨励する。

# 鹿児島西ロータリー・クラブ定款

## 第 1 条

### 名 称

本会の名称は、鹿児島西ロータリー・クラブとする。（国際ロータリー加盟会員）

## 第 2 条

### 区 域 限 界

第1節 本クラブの区域限界は、次の通りとする。

鹿児島市中央部を貫通する甲突川上流の玉江橋から下流へ－西田橋－高麗橋に至り、西へ高麗町本通り－大学通り－中郡電停－更に電車路線に沿い鴨池公園南角に至り、西へ谷山街道を経て宇宿町へ至る鹿児島市西方区域。（但し、旧谷山市に属する区域を除く）

## 第 3 条

### 綱 領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成することにある。

第1 奉仕の機会として知り合いを広めること。

第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること。あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること。そしてロータリアン各自が、業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を品位あらしめること。

第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。

第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

## 第 4 条

### 会 合

第1節

1. 本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。

2. 但し非常の場合または正当な理由ある場合は、本クラブ理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。

3. また、例会が法定休日に当たる場合、または本クラブ会長が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合は、例会を取りやめることができる。

本クラブの理事会は、本項に明記されていない理由であっても、その裁量で、1ロータリー年度

に2回まで例会を取りやめることができる。但し、クラブが3回以上続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

第2節 本クラブの役員を選挙するための年次総会は、本クラブ細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。

## 第 5 条 会 員 身 分

### 第1節 全般的資格条件

本クラブは、善良な成人であって、職業上良い世評を受けている者によって構成されるものとする。

### 第2節 種類

本ロータリー・クラブの会員の種類は次の4種類、すなわち、正会員、シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員および名誉会員とする。

### 第3節 正会員

国際ロータリー定款第5条第3節に定められた資格条件を有する者は、これをロータリー・クラブの正会員に選ぶことができる。正会員としての資格条件を有するが、そのクラブの正会員の事業または専門職務と同一の職業分類の者は、これを本節の規定の下にアドイショナル正会員に選ぶことができる。このようなアドイショナル正会員は、正会員としてのすべての特典を有する。但し、アドイショナル正会員は、職業分類の保持者でなく、自らの職業分類の下に他のアドイショナル正会員を推薦することはできない。

### 第4節 アドイショナル正会員のカテゴリー

クラブは3種類のアドイショナル正会員を選ぶことができる。クラブはその3種類のそれぞれから職業分類を同じくするアドイショナル正会員を1人選ぶことができる。

#### (a) 第1カテゴリー—推薦者と同じ職業分類

正会員は自分と同じ職業分類に現実に従事している者をアドイショナル正会員に推薦することができる。

#### (b) 第2カテゴリー—元ロータリアン

正会員は、その職業分類の保持者の承諾を条件として元クラブ会員をアドイショナル正会員に推薦することができる。但し、かつて属していたクラブを退会した理由が、本人がそのクラブの区域限界内でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなければならない。

#### (c) 第3カテゴリー—元ローターアクター

正会員は、その職業分類の保持者の承諾を条件として、ローターアクト・クラブ元会員をアドイショナル正会員に推薦することができる。この元ローターアクターは、クラブの区域限界内に住居または事業所があり、少なくとも4年間一つまたはいくつかのローターアクト・クラブの会員であったことがあり、退会した理由が、ローターアクト・クラブの会員の年齢の上限に達したか、そのクラブの区域限界外に移転したということではなければならない。

#### (d) 職業分類保持者の変更

すべてのアディショナル正会員は、クラブの正会員はの1人と同じ職業分類をもたなければならぬ。正会員が職業分類の保持者である。職業分類の保持者である正会員が、シニア・アクティブ会員またはパスト・サービス会員になるなど、何らかの理由で、職業分類を保持しなくなった場合、同じ職業分類をもつアディショナル正会員の1人が職業分類の保持者になる。このような職業分類を有するアディショナル正会員が1人しかいない場合、このアディショナル正会員が自動的に職業分類の保持者となる。このような職業分類を有するアディショナル正会員が2名または3名いる場合、クラブはそのうち1名を選挙して、職業分類の保持者とするものとし、他のアディショナル正会員の地位は元のままとする。

#### 第5節 シニア・アクティブ会員

##### (a) 一般的資格条件

正会員またはパスト・サービス会員で、その一つまたはいくつかのクラブにおける正会員およびパスト・サービス会員としての経歴が次の各号に定める要件のいずれかに合致している者は、自動的にシニア・アクティブ会員となるものとする：通算15年以上会員であった者、あるいは現在60歳以上で通算10年以上会員であった者、現在65歳以上で通算5年以上会員であった者、現または元国際ロータリー役員。

##### (b) 元会員

クラブは、かつてどこかのクラブの会員であった者で、会員身分が終結した時点においてシニア・アクティブ会員であった者またはシニア・アクティブ会員になりうる条件を備えていた者を、そのクラブのシニア・アクティブ会員に選ぶことができる。

##### (c) 権利と特典—シニア・アクティブ会員身分の制約

シニア・アクティブ会員は、すべて正会員と同一の権利、特典および責任をもつものとする。但し、シニア・アクティブ会員は職業分類を保持せず、また、アディショナル正会員を推薦する権利をもたない。

##### (d) シニア・アクティブ会員の職業分類を充填する者

クラブは、シニア・アクティブ会員の従事している職業の職業分類の下に、有資格者を入会させることができる。

#### 第6節 パスト・サービス会員

パスト・サービス会員は、職業分類を代表しないこと、および前述の第3節によるアディショナル正会員を推薦する権利をもたないことを除き、正会員のもつすべての権利、特典および責任を有するものとする。

##### (a) パスト・サービス会員の資格条件

次の者は、パスト・サービス会員に該当する。

##### (i) パスト・サービス会員—引退

現職から引退したが、その他の点では、適格の地位にあったことなど、国際ロータリー定款第5条第3節の下にロータリー・クラブ会員の資格を備えている人は、これをパスト・サービス会員に選挙することができる。

##### (ii) パスト・サービス会員—職業分類の喪失

本人に落度がないのに他の事情により職業分類を失ってしまう正会員は、クラブ理事会の決

定によって、これをパスト・サービス会員に選挙することができる。

(b) 入会金の免除

現または元会員がパスト・サービス会員に選ばれた場合、2度目の入会金の支払を要しないものとする。

第7節 二重会員

同時に、本クラブと別のクラブにおいて、正会員、シニア・アクティブ会員またはパスト・サービス会員になることはできない。さらに、いかなる人も本クラブにおいて、会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。

第8節 名誉会員

(a) 名誉会員の資格条件

ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人を名誉会員に選挙することができる。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。

(b) 権利および特典

名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権をもたないし、クラブのいかなる役職にもつくことができない。名誉会員は、職業分類を保持しない。しかし、本人が会員となっているクラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。名誉会員は、他のクラブにおいては、いかなる権利または特典も認められないものとする。

第9節 宗教、報道機関および外交官

複数の宗派の各代表者、複数の新聞社またはその他の報道機関の各代表者および複数の国の各国政府代表外交官は、これらの職業分類の下に正会員となる資格を有するものとする。但し、これらの代表者が組織規定に定められた資格条件を備えていることを要する。

第10節 公職に就いている人

一定の任期のあいだ選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下にクラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。クラブの正会員で一定の任期をもった公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き正会員としての身分を保持することができる。

第11節 国際ロータリーの職員

クラブは、国際ロータリーに雇用されている会員の会員身分を保持せしめることができる。

## 第 6 条 職 業 分 類

第1節 職業分類

(a) 本クラブの各正会員は、その事業または専門職務に従って分類されるものとする。

(b) 本クラブの各正会員の職業分類は本人の所属する商社、会社または団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、または、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものでなければならない。



(c) 修正。理事会は、もし事情がこれを必要とする場合は、その裁量によって、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。かかる是正または修正の提案については当該会員に対して然るべき予告を与えなければならない。そしてその会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

## 第2節 制限

正会員は、各職業分類から1名ずつとする。但し、2名以上の正会員が認められている3種の職業分類、すなわち、宗教、報道機関および外交官の職業分類並びにアディショナル正会員については、この限りでない。

# 第 7 条 出 席

## 第1節

本クラブの各会員はクラブ例会に出席しなければならない。会員が、本クラブの例会に出席したものとみなされるには、例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

(a) 本クラブの例会の定例の前の14日または後14日以内に、

(i) 他のロータリー・クラブまたは仮クラブの例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席すること、または、

(ii) 本クラブの指示によって、ローターアクト、インターアクト・クラブ、またはロータリー村落共同隊、仮ローターアクト、仮インターアクト・クラブまたは仮ロータリー村落共同隊の例会に出席すること、または、

(iii) 国際ロータリー国際大会、規定審議会、国際協議会、国際ロータリー元並びに現役員のためのロータリー研究会、国際ロータリー理事会を代行する国際ロータリー会長の承認を得て招集された国際ロータリー元、現並びに次期役員のためのロータリー研究会、または国際ロータリー理事会の承認を得た他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、国際ロータリー委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、国際ロータリー理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席すること。

(iv) 他クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間と場所に例会を開いていなかった場合。

(v) 会員が14日以上にわたり海外で旅行している場合。会員が旅行中他国で例会に出席するならば、本項で決められているメイクアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中本クラブに欠席した例会のメイクアップとして有効とみなされる。

(vi) 本クラブ理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトに出席すること。

(b) 例会のときに、

(i) 本節(a)項の(iii)に挙げた会合の一つに出席のため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。

(ii) 国際ロータリーの役員または委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの用務に携わってい

る場合。

- (iii) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの用務に携わっている場合。
- (iv) 国際ロータリーに雇用されている者が、ロータリーの用務に携わっている場合。
- (v) メークアップする機会が全く得られないような僻遠の地で、地区、国際ロータリーまたはロータリー財団の提唱する奉仕事業に直接かつ現実に従事している場合。
- (vi) 本クラブ理事会が正当に承認したロータリー用務に従事していて、本クラブの例会に出席できない場合。
- (vii) 会員が国内の転勤先で長期にわたって紛れもなく働いている場合。会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意により、会員は、転勤中、指定クラブに出席できる。指定クラブ幹事が所属クラブに適切な形で通知することによって、その出席が有効となり、所属クラブに出席が記録される。

**第2節 メークアップの通知** 本条第1節(a)項の(ii)、(a)項の(iii)、(b)項に記述されているような場合、会員が自らクラブにその事実を報告すれば、それだけで出席とみなされるものとする。(a)項の(i)および(iv)に記述されているような場合、会員が自らその旨報告するか、または、訪問先のクラブ幹事が、通知を送ることができる。

**第3節 免除** 次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) (i) 長期にわたる健康不良/傷害のため、または、ロータリー・クラブのない国に2週間以上滞在するため、例会出席が現実的に不可能であり、理事会が、その欠席を承認している場合。
  - (ii) ロータリー・クラブのない国に滞在していて欠席することを予定する場合、会員は、旅行に出発する前に、あるいは、出発前が不可能なら、その国から書面で、本クラブ幹事にその旨報告するものとする。このような欠席を承認する前に、理事会は、この旅行のため会員が本条第1節(a)項に従って欠席をメークアップできないことを確認するものとする。
- (b) シニア・アクティブ会員で、一つまたはいくつかのロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であること。さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。前述のカテゴリー(a)の(i)と(ii)に該当する会員の欠席は、その出席を免除されているなら、当該期間中クラブの出席記録に算入されない。前述のカテゴリー(b)に該当する会員は、クラブの出席率の算出に使う会員数に含まれない。その欠席も出席率の算出に使わない。

## 第 8 条 理事および役員

**第1節** 本クラブの管理主体は、本クラブの細則の定めるところによって構成される理事会とする。

**第2節** 別段の規定によってここに特に定められた場合を除き、あらゆるクラブの事項に関する理事会の決定は最終であって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。理事会は全役員および全委員会に対して総括的支配力を持つものとし、正当の理由ある場合は、そのいずれをも罷免することができる。理事会はあらゆる役員決定およびあらゆる委員会の決定に対する提訴の裁定者となるものとする。理事会のいかなる決定についても、クラブに対して提訴することができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得

て、その出席会員の3分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、当該提訴の予告が、幹事により、本クラブの全会員に対して与えられなければならない。

**第3節** 本クラブの役員は、会長、会長エレクト、1名または数名の副会長、幹事、会計、および会場監督とする。このうち、会長、会長エレクトおよび副会長は、全員理事会のメンバーとする。また、幹事、会計および会場監督は、本クラブ細則の定めるところに従って、その全員または一部が理事会のメンバーであっても、またはそうでなくても差し支えない。

#### **第4節**

1. 各役員は本クラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。別段に規定されている会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。
2. 会長は、本クラブの細則の定めるところに従って、会長に就任する日の直前18カ月以上2年以内の期間内に、選挙するものとする。会長に選ばれた者は、会長に就任する年度直前の年度に理事会のメンバーとなり会長エレクトを務めるものとする。会長は、選挙により会長を務めることとなったロータリー年度の7月1日に就任し、会長として選挙された年度中、または後任者が選挙されて就任するまで、その職務に当たるものとする。
3. 各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき正会員（アディショナル正会員を含む）、シニア・アクティブ会員、またはパスト・サービス会員のいずれかでなければならない。クラブ会長の任務と責務をより深く理解するために、会長エレクトはガバナー・エレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告しなければならない。

## **第 9 条**

### **入会金および会費**

本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員、およびパスト・サービス会員は、すべて入会金および年会費として、本クラブ細則の定める金額を納入しなければならない。但し、本クラブの正会員からシニア・アクティブ会員またはパスト・サービス会員になる者は、2度目の入会金の納入を要しないものとする。

## **第 10 条**

### **会員身分の存続**

#### **第1節 期 間**

会員身分は、次に定めるところによつて終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

#### **第2節 終結する場合**

- (a) 会員が、会員身分の維持に必要な条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。但し、

- (i) 本人に落度がないのに他の事情により職業分類を失ってしまう正会員は、本クラブの理事会の決定によって、パスト・サービス会員に選ばれることができる。または、
  - (ii) 理事会の承認を得て正会員が本クラブの区域限界外に移転する場合、その移転して行く先の市町村にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになってもらうために1カ年を超えない期間を限って、出席義務規定の特別免除を与えてもらうことができる。但し、この場合、同人は引き続き同じ職業分類の職業に現実に従事しており、かつ、引き続き出席その他すべてのロータリー会員たる条件を満たしていることが前提である。または、
  - (iii) クラブの区域限界外へ移転する正会員は理事会の承認を得て会員身分を保持出来る。但し、その会員は、同一職業分類の事業又は専門職務において依然として活動しており、ロータリー会員身分に伴う出席、その他すべての条件に引き続き従わなければならない。
  - (iv) 自己の資に帰すべからざる事由によって、その職業分類を失うこととなった正会員は、その職業分類を引き続き保持することができ、そしてその職業分類または新しい職業分類の職業に改めて就くために必要な期間として、1カ年を限り出席義務規定の特別免除が与えられるものとする。但し、出席その他すべてのロータリー会員としての資格条件を引き続き満たしていなければならない。その会員身分終結は許された免除期間終了後初めて発効するものとする。
- (b) パスト・サービス会員が再び現実に事業または専門職務活動に復帰した場合、職業分類に空席があれば、自動的に正会員になるものとする。空席がなければ、パスト・サービス会員身分のままとする。
- (c) 名誉会員の会員身分は、本人が選挙された日の直後の6月30日をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会はその裁量により、決議をもって、毎年このような名誉会員身分を次年度に継続することができる。

### 第3節 再入会

正会員の会員身分が前提第2節の規定によって終結した場合、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。もし同人が会員に選ばれた場合、2度目の入会金を納めることを要しない。

### 第4節 終結一会費不払

1. 所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、当該会員の会員身分は自動的に終結する。
2. このような元会員は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、理事会の裁量をもって、会員身分に復帰させることができる。但し、同人の以前の職業分類が既に充填されている場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

### 第5節 終結一欠席

- (a) 本クラブの名誉会員を除く会員は、
- (1) ロータリー年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会出席率が少なくとも60パーセントに達していなければならない。
  - (2) ロータリー年度の各半期間に開かれた所属クラブの例会総数のうち少なくともその30パーセントに出席しなければならない。

会員が前記の規定通り出席出来ない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、自動的に終結するものとする。

- (b) 本クラブの名誉会員を除く他の会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、連続4回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合、自動的に終結するものとする。会員が現国際ロータリー役員である場合、任期満了まで、所属クラブの例会出席を免除されるものとする。

#### 第6節 他の原因による終結

- (a) いずれの会員も、会員としての資格条件に欠けるようになった場合は、特にその目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。
- (b) 会員は資格条件を備えていても、理事会が十分と認める理由があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。
- (c) 前項 (a) または (b) のいずれの場合も、当該会員は、かかる悪案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられて、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つものとする。かかる予告の通達は、対人配達便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。
- (d) 会員身分を終結させる決定が行われた場合、幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の決定を、書面をもって、当該会員に通告しなければならない。当該会員はかかる通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面をもって、本クラブに提訴するか、もしくは本定款第14条に定める仲介に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるべき本クラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。このようなクラブ例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、本クラブの全会員宛に与えられなければならない。そしてこのような提訴が審議される例会には、本クラブ会員のみが出席を許される。
- (e) 本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結せしめた場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲介人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員の持っていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。
- (f) もしクラブに対する提訴も行われず、仲介も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。もし提訴が行われた場合は、本クラブの決定が最終決定となる。

#### 第7節 退会

いかなる会員も、本クラブからの退会申出は書面をもって行い（会長または幹事宛）、理事会によって受理されなければならない。但し、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

#### 第8節 資産関与権—その放棄

いかなる理由によるにせよ、本クラブの会員身分を終結した者は、すべて、本クラブに属するいか

なる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

## 第 11 条

### 地域社会、国家および国際問題

#### 第 1 節

地域社会、国家および世界の一般福祉は、本クラブの会員にとって関心事である。そしてこのような福祉にかかわる公共問題の功罪は、会員各自が自己の意見をまとめるうえの啓蒙手段として、クラブ会合における公正かつ理知的研究および討議の対象として適切な課題というべきである。しかしながら、本クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

#### 第 2 節

本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。また本クラブはいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

#### 第 3 節

(a) 本クラブは、政治的性質を持った世界問題または国際政策に関して、討議乃至見解を、採択したり配布したりしてはならない。またこれに関して団体行動を起こしてはならない。

(b) 本クラブは、政治的性質を持った特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また、書状、演説、提案を配布してはならない。

#### 第 4 節 ロータリーの発祥を記念して

1. 本クラブは、ロータリーの創立記念日に始まる特別祝賀週間の期間中、ロータリーの奉仕活動を強調しようとするものである。この週間は、毎年 2 月 23 日に始まる 1 週間で、世界理解と平和週間と呼称する。

2. この特別週間は、これまでの業績を振り返る機会となる一方、地域内と世界中で平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く最適の機会となる。

## 第 12 条

### ロータリーの雑誌

第 1 節 本クラブが国際ロータリー理事会によって、国際ロータリー細則と合致する本条規定の適用を免除されていない場合、本クラブの正会員、シニア・アクティブまたはパスト・サービス会員となることを受諾することにより、その会員は、会員身分を保持する限り国際ロータリーの機関雑誌または国際ロータリー理事会から本クラブに対して指定されている地域的なロータリー雑誌を有料で購読しなければならない。購読の期間は、6 カ月を 1 期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1 期の途中で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

第 2 節 購読料は、半年ごとに、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、国際ロータリーの事務局または国際ロータリー理事会の指定によって購読することとなった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。

## 第 13 条

### 綱領の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、綱領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。いかなる会員も、定款・細則の印刷物を受け取らなかったことを理由として、定款・細則の遵守を免れることはできない。

## 第 14 条 仲 介

会員身分の問題その他定款・細則の違反に関連して、もしくは会員のクラブからの除名に関連して、もしくはその他何事によらず、これらの場合のために規定されている手続によっては満足に解決できない意見の食い違いが、会員または元会員と本クラブまたは本クラブの役員または理事会とのあいだに起こった場合は、その問題は、仲介によって解決さるべきものとする。両当事者はそれぞれ1名の仲介人を指定し、両仲介人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲介人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることができる。仲介人によって到達された決定もしくは両仲介人が一致点に達し得なかった場合の裁定人による決定が、最終であって、当事者すべてを拘束するものとする。

## 第 15 条 細 則

本クラブは、国際ロータリーの定款・細則（および地域管理が認められている場合には地域管理の手続規則）および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定めるところに従って時々改正することができる。

## 第 16 条 解 釈 の 仕 方

本クラブ定款の全部を通じて男性代名詞（he, his, him）又は女性名称が使われていたとしても、それは男女を含むものとする。

## 第 17 条 改 正

### 第1節 時

本条第4節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会によってのみ改正できる。その方式については、国際ロータリー細則の改正について同細則で定めているものと同じとする。

### 第2節 提案者

本定款の改正は、本条第4節に定める場合を除き、クラブ、地区大会、グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリー審議会もしくは大会、規定審議会または国際ロータリー理事会のみが提案することができる。

### 第3節 手 続

1. 本定款を改正しようとする提案は、すべて規定審議会の開かれる年の前年の6月30日までに、

国際ロータリー事務総長の許に提出されなければならない。

2. 国際ロータリーの事務総長は、適法に提案されたすべての改正案の写しを、規定審議会が開かれる日の少なくとも120日前までに、各地区ガバナーに5部、規定審議会の全構成員に1部、希望したクラブの幹事に1部郵送しなければならない。改正案は、ロータリー・ワールドワイド・ウェブのホームページからも入手できるようにしなければならない。手続要覧の削除や追加の詳細を付した改定案の要旨は各クラブに送付するものとする。
3. 審議会は、適法に審議会に提案された改正案、並びに適法に審議会に提出されたその修正案を、ひとつひとつ審議して、これに対する採否の決定を行わなければならない。

第4節 本定款の第1条（名称）および第2条（区域限界）は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、投票する出席会員の過半数の賛成投票によって、改正することができる。但し、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員に郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、国際ロータリー理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があって初めてその改正は効力を発するものとする。アドリショナル・クラブ結成のための区域の割譲もしくは共有を拒否した決定を、地区ガバナーあるいは国際ロータリー理事会の指示により、再審議する場合、国際ロータリー細則2.020.4節に規定するように、3分の2の投票が前回の否決決議を支持するために必要である。



# 鹿児島西ロータリー・クラブ細則

## 第 1 条

### 理事および役員選挙

第1節 役員を選挙すべき会合の1カ月前の例会において、その議長たる役員は会員に対して、会長（次次年度）、副会長、幹事、会計および6名の理事を指名することを求めなければならない。その指名は、クラブの決定するところに従って指名委員会または出席全会員のいずれか一方または双方によって行うことができる。もし指名委員会を設けるように決定されたならば、かかる委員会はクラブの定めるところに従って設置されなければならない。適法に行われた指名は各役職ごとにアルファベット順に投票用紙に記載されて年次総会において投票に付せられるものとする。投票の過半数を獲得した会長、副会長、幹事および会計がそれぞれ該当する役職に当選したものと宣言されるものとする。投票の過半数を得た6名の理事候補が理事に当選したものと宣言されるものとする。前記の投票によって選挙された会長は、その選挙のあと、7月1日に始まる年度に、会長エレクトとして理事会のメンバーを務め、会長エレクトとして理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。

第2節 選挙された役員および理事に直前会長を加えて理事会を構成するものとする。選挙によって決定した次年度理事会は、1週間以内に会合してクラブ会員の中から会場監督を務める者を選任しなければならない。

第3節 理事会またはその他の役職に生じた欠員は残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

第4節 役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は残りの被選理事の決定によって補填すべきものとする。

## 第 2 条

### 理 事 会

本クラブの管理主体は本クラブの会員11名より成る理事会とする。すなわち本細則第1条第1節に基づいて選挙された6名の理事、会長、副会長（会長エレクト）、幹事、会計および直前会長である。

## 第 3 条

### 役員 の 任 務

#### 第1節 会長

本クラブの会合及び理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行なうことを以て会長の任務とする。

#### 第2節 副会長（会長エレクト）

会長不在の場合は本クラブの会合及び理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行なうことを以て副会長の任務とする。副会長は会長エレクトを兼ねる。

#### 第3節 幹事

幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員

会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作ってこれを保管し、毎年1月1日および7月1日現在をもって国際ロータリー事務総長に対して行わなければならない半期会員報告、半期報告を提出した7月1日または1月1日より後にクラブ会員に選ばれた正会員、シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員について10月1日と4月1日に事務総長に提出する四半期会員報告、国際ロータリー事務総長に対して行うべき会員資格変更報告、毎月の最終例会の直後地区ガバナーに対して行わなければならないクラブ例会の月次出席報告を含む、諸種の義務報告を国際ロータリーに対して行い、ロータリアン誌の購読料を徴収してこれを国際ロータリーに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うにある。

#### 第4節 会計

会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回及びその他理事会の要求ある毎にその説明を行ない、その他通常その職に付随する任務を行なうにある。その職を去るに当たっては、会計はその保管する総ての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者又は会長に引継がなければならない。

#### 第5節 会場監督

会場監督の任務は、通常その職に付随する任務及びその他会長又は理事会によって定められる任務とする。

## 第 4 条 会 合

#### 第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年12月に開催されるものとする。そしてこの年次総会において、次年度の役員及び理事の選挙を行わなければならない。

#### 第2節

本クラブの毎週の例会は水曜日12時30分に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更又は例会の取消しはすべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。

本クラブの取締なき会員はすべて、名誉会員（又は標準クラブ定款第7条第3節の規定に基づき、本クラブ理事会によって出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席又は欠席が記録され、その出席は、本クラブ又は他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセント出席していたことが実証されなければならない。

#### 第3節

会員総数の3分の1を以て本クラブの年次総会及び例会の定足数とする。

#### 第4節

定例理事会は毎月第2週水曜日に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めたる時又は理事会のメンバー2名の要求あるとき、会長によって召集されるものとする。但し、その場合然るべき予告が行われなければならない。

#### 第5節

理事会のメンバーの過半数を以て理事会の定足数とする。

## 第 5 条 入会金及び会費

### 第1節

入会金は35,000円とし、入会承認に先んじ納入すべきものとする。

### 第2節

会費は年額190,000円とし、毎年2回7月及び1月の第4例会日までに納入すべきものとする。

### 第3節

途中入会者に対しては入会金全額、年会費は残存月額で納入すべきものとする。(1,000円未満は切り捨て)

## 第 6 条 採決の方法

本クラブの議事は、役員及び理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決を以て処理されるものとする。

## 第 7 条 委員会

### 第1節

(a) 会長は理事会の承認の下に次の常任委員会を設置しなければならない。

クラブ奉仕委員会

職業奉仕委員会

社会奉仕委員会

国際奉仕委員会

(b) 会長はまた、理事会の承認の下に、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕および国際奉仕について、必要と考える特定分野を担当する委員会を設置するものとする。

(c) クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、および国際奉仕委員会は、それぞれ会長が理事のなかから任命する委員長および少なくとも2名以上の他の委員から成るものとする。

(d) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典を持つものとする。

(e) 各委員会は本細則によって付託された職務および更にこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

(f) 会長は、その必要ありと認めた場合、青少年活動の諸特定分野を担当する委員会を一つまたは二つ以上設置することができる。これらの委員会は、それぞれの責務によって職業奉仕委員会、社会奉仕委員会のいずれか、あるいは、すべての所管するところとなる。可能かつ実際的である限り、1名または数名の委員を再任するか、または1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性を持たせる規定を設けるものとする。

## 第2節 クラブ奉仕委員会

- (a) クラブ奉仕委員会委員長は、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任を持ち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務を持つものとする。
- (b) クラブ奉仕委員会は、クラブ奉仕委員会委員長とクラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は理事会の承認の下にクラブ奉仕の中の特定分野を担当する次の委員会を設置するものとする。

出席委員会  
会報雑誌委員会  
会員選考委員会  
会員増強委員会  
親睦委員会  
プログラム委員会  
広報委員会

次の委員会に毎年1名又は数名の委員を任命するものとする。

職業分類委員会  
ロータリー情報委員会

- (d) 会長は、会長エレクトまたは副会長に命じ、職業分類、会員選考、会員増強、ロータリー情報委員会の仕事を監督、調整させるものとする。
- (e) クラブ諸委員会の設置について、可能かつ実際的である限り、1名または数名の委員を再任するかまたは1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性をもたせる規定を設けるべきものとする。
- (f) 職業分類委員会およびロータリー情報委員会は、各々3名以上の委員をもって構成されるものとし、それぞれ毎年1名の委員を3年の任期をもって任命するものとする。本規定に基づく最初の任命は次の如く行うものとする：1名は1年、1名は2年、1名は3年の任期をもって、それぞれ任命する。
- (g) 会報雑誌委員会は、可能である限りクラブ会報編集および地元新聞または広告関係の会員を委員の中に含めなければならない。

## 第3節 社会奉仕委員会

- (a) 社会奉仕委員会委員長は、社会奉仕の諸活動の全部に対して責任をもち、かつ社会奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。
- (b) 社会奉仕委員会は、社会奉仕委員会の委員長と社会奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

# 第 8 条 委員会の任務

## 第1節 クラブ奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員がクラブ奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行する上に

役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。クラブ奉仕委員会委員長は委員会の定例会合に責任を持ち、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

**(a) 出席委員会**

この委員会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること—これには、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる—を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席とを奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのより良い奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに努めるものとする。

**(b) 職業分類委員会**

この委員会は、毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は、本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。

**(c) 会員選考委員会**

この委員会は、会員に推薦されたすべての者を個人的の面から検討して、その人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。そしてすべての申込に対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。

**(d) 会員増強委員会**

この委員会は、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的に努めなければならない。

**(e) 会報雑誌委員会**

この委員会は、クラブ週報の刊行によって、関心を促して出席の向上をはかり、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、および世界各地のロータリープログラムに関するニュースを伝えるべく努めなければならない。またこの委員会は、ロータリアン誌に対する読者の関心を喚起し、雑誌月間を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し、新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し、ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈し、図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕並びにその他の特別講読を取り計らい、ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り、その他のあらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。

**(f) 親睦委員会**

この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たすものとする。

**(g) プログラム委員会**

この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければ

ならない。

#### (h) 広報委員会

この委員会は、(1) 広く一般世間に、ロータリー、その歴史、綱領および規模に関する情報を提供し、そして(2) 本クラブのために適切な宣伝を行なう方策を考案しこれを実施するものとする。

#### (i) ロータリー情報委員会

この委員会は、会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典と職務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、規模、活動に関する情報を提供し、入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。

#### (j) ロータリー賞推薦委員会

この委員会は、本クラブの制定するロータリー賞を授与すべき者を選考し、これを理事会に推薦する。この選考はロータリー精神に則って地域社会に奉仕するロータリアン以外の未だこのような賞を受けたことのない者の中から行う。

### 第2節 職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸職務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げる上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任を持ち、職業奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

#### (a) ボランティア委員会

この委員会は地域社会におけるボランティア活動の推進とボランティア精神の啓蒙活動を行う。

### 第3節 社会奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その地域社会に対する諸職務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は本クラブの社会奉仕活動に責任を持ち、社会奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

### 第4節 新世代委員会

この委員会は、青少年の特殊性に鑑み青少年がその業務を遂行するよう指導し、援助する方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの新世代への奉仕活動に責任を持ち、新世代への奉仕の諸特定分野について任命されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

#### (a) ローターアクト委員会

この委員会は、ローターアクトに関する事項を担当する特定委員会でローターアクトクラブの会員が、地域社会に対する奉仕を通じて、指導力と善良なる市民精神を涵養し、国際理解と平和の運動を推進し、指導者としての資質と高い道徳水準の認識による、職業上の責任を促進する目的をもって、本クラブが提唱して結成するローターアクトクラブの育成発展のために指導と援助を与えるものとする。

#### (b) インターアクト委員会

この委員会は、インターアクトに関する事項を担当する特定委員会で、インターアクトクラブの

会員が他人に対する思いやりと、家庭と家庭の重要性及び地域社会、国家及び世界情勢に関する知識を深め、奉仕と世界的友好精神で共に働く機会を与える目的を以て、本クラブが提唱して結成するインターアクトクラブ育成発展のために指導と援助を与えるものとする。

#### 第5節 国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は本クラブの国際奉仕活動に責任を持ち、国際奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

#### 第6節 ロータリー財団委員会

この委員会は、ロータリー財団に関する情報を広め、かつこれに対する支援を促進する上に役立つ方策を考案しこれを実施するものとする。

#### 第7節 米山記念奨学会委員会

この委員会はロータリー米山記念奨学会に関する情報を広め、かつこれに対する支援を促進することに努めるものとする。

### 第 9 条 出席義務規定の免除

理事会に対し書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会出席を免除される。

### 第 10 条 財 務

第1節 会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。

第2節 すべての勘定書は役員2名の署名する伝票に基づき、会計の署名する小切手又は銀行振込もしくは現金を以て支払わるべきものとする。本クラブのすべての会計事務については毎年1回公認会計士又は他の有資格者によって全面的な監査が行なわれなければならない。

第3節 資金を預り或いはこれを取扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第4節 本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のためにこれを7月1日より12月31日に至る期間及び1月1日より6月30日に至る期間の2半期に分けるものとする。国際ロータリーに対する人頭分借金と雑踏購読料の支払いは、毎年7月1日及び1月1日にそれぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行なわるべきものとする。

第5節 各会計年度の初めに理事会は、その年度の収支の予算を作成し、又は作成せしめなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、各費目毎に支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。

### 第 11 条 会員選挙の方法（すべての会員身分について）

第1節 本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員もしくはパスト・サービス会員によって推薦された会員候補者氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、事前に漏らしてはならない。

第2節 理事会は、その被推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節 理事会は、推薦状の提出後30日以内にその承認をまたは不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

第4節 理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員（推薦された会員身分の種類を含む）の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類（正会員の場合）をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節 被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節 このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式とオリエンテーションを行い、クラブ幹事は当該会員に対して会員証を発行し、その決定を国際ロータリーに報告しなければならない。ロータリー情報委員会は、入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供し、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を1名指名するものとする。

## 第 12 条

### 決 議

第1節 事の如何を問わず本クラブを拘束する決議又は提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる決議又は提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

## 第 13 条

### 議 事 の 順 序

開 会 宣 言

来訪ロータリアンの紹介

来信及び告示事項

委員会報告（もしあれば）

審議未終了議事

新 規 議 事

スピーチその他のプログラム



## 第 14 条 改 正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に郵送されていなければならない。クラブ定款及び国際ロータリーの定款及び細則と背馳する如き改正又は条項追加を本細則に対して行なうことはできない。

### (付 則)

1. この細則は平成11年1月1日から実施する。

## 鹿児島西ロータリークラブ慶弔規定

第 1 条 この規定は、鹿児島西ロータリークラブ会員・家族に対する慶弔並びに見舞いについて定める。

第 2 条 この規定は、慶弔並びに見舞いの事実発生の日から1カ月以内に、当該会員・家族又はその事実を知った他の会員・家族からクラブ会長に届出のあったものに限り適用する。

第 3 条 この規定で定める慶弔並びに見舞いは、会長又は副会長、幹事及び親睦委員長の三者で実施するものとする。

但し、差支えある場合は、夫々代行者を以て、之に代え、若しくは、その内二者で代行しても差支えない。

第 4 条 会員が叙勲、褒章（県民表彰、南日本文化賞授章）等を受けた場合、その他会員の身辺に特に慶事があった場合は、クラブから¥5,000相当の御祝いをする。

第 5 条 会員が、療養1カ月以上を要する傷病にかかった場合は、クラブから¥5,000相当のお見舞いをする。

第 6 条 会員の住居又は職場が火災・風水害その他不慮の災害により著しい被害を受けた場合は、実情により、クラブから慰問又はお見舞いをする。

前項の裁量はクラブ会長が行う。

第 7 条 会員・家族が死亡した場合は、次の区分によりクラブからお悔みをする。

1. 会 員 ¥10,000と 20,000相当のお花
2. 夫 人 ¥10,000
3. 父母又は子女 ¥ 5,000

前1.2項の場合は、最も近い例会日に於て黙とうを捧げて弔意を表わすものとする。

第 8 条 当クラブと特に縁故が密接な者又はその家族に対する慶弔若しくは見舞いについては前各条に準じて、会長が理事会に諮り、その都度これを定める。

第 9 条 会員個々に行う慶弔又は見舞い等は自由である。

第 10 条 本規定は、毎年7月中に会長が理事会に諮り、改正することができる。

第 11 条 本規定は、昭和52年12月8日より実施する。

平成7年7月5日改正

## 鹿児島西ロータリークラブ奨学金制度要綱

### (目的)

第1条 この制度は、ロータリー創立75周年記念事業の青少年奉仕事業として高校生を対象とし奨学金を給付し、その健全な育成に寄与することを目的とする。

### (基金)

第2条 奨学金の基金として当初は「鹿児島西ロータリークラブ」の諸積立金の内、500万円を充当し、逐次基金の増額に努め奨学金制度の拡大充実に努める。

### (基金の運用)

第3条 基金は諸金融機関へ預託し、その利息を奨学金に当てる。

### (奨学金の給付対象)

第4条 当初は奨学金の給付対象を鹿児島西ロータリークラブの「インターアクトクラブ」の高校である鶴丸高等学校、鹿児島高等学校在学の経済的援助を必要とする母子家庭の子弟、交通遺児及び学校長が特に必要とする者である生徒とする。

但し、基金の充実に伴いその対象を拡大する。

### (奨学金の給付金額及び対象人数)

第5条 当初は月額1万円とし、対象人数は6名を限度とする。但し、基金の充実に伴い金額、対象人数を増加する。

### (奨学金給付者の選考)

第6条 奨学金給付者は、毎年4月各学校より推薦された者の中から「インターアクトクラブ」委員会で選考し、理事会に奨学金給付候補者名簿を提出、理事会で決定する。

### (その他)

第7条 其の他必要な事項は理事会に於て決定する。

### (附則)

第8条 本要綱は昭和55年4月1日より実施する。

本要綱は平成 年 月 日より改正実施する。

# 1998～99年度 収支決算書

鹿児島西ロータリークラブ  
(単位 円)

費 目	平成10年度 予 算 額	平成10年度 決 算 額	差 異	
〔 収 入 の 部 〕				
前 年 度 繰 越 金	4,639,201	4,639,201		
年 会 費	18,050,000	18,703,880	△ 653,880	
雑誌代(ロータリーの友)	239,400	248,010	△ 8,610	
入 会 金	420,000	315,000	105,000	
財団寄付金(入会時)	16,800	11,100	5,700	
ビジター会食費	342,000	243,200	98,800	
家族会会費	475,000	495,000	△ 20,000	
雑 収 入	10,000	10,700	△ 700	
特別基金収入	950,000	1,005,000	△ 55,000	
収 入 合 計	25,142,401	25,671,091	△ 528,690	
〔 支 出 の 部 〕				
事 務 局 関 係	人 件 費	2,500,000	2,437,000	63,000
	退職給与準備金	0	0	0
	通 信 費	450,000	368,113	81,887
	事 務 用 品 費	250,000	134,713	115,287
	印 刷 費	600,000	725,224	△ 125,224
	厚生福利費	50,000	42,050	7,950
	交 通 費	200,000	210,430	△ 10,430
	函 書 費	10,000	0	10,000
小 計	4,060,000	3,917,530	142,470	
委 員 会 関 係	ク ラ ブ 奉 仕	30,000	26,436	3,564
	会 員 増 強	10,000	3,000	7,000
	会 員 選 考	10,000	0	10,000
	職 業 分 類	10,000	0	10,000
	出 席	120,000	103,320	16,680
	S A A	50,000	0	50,000
	親 睦	1,500,000	1,562,704	△ 62,704
	ロ ー タ リ ー 情 報	250,000	209,343	40,657
	会 報 雑 誌	1,200,000	974,250	225,750
	プ ロ グ ラ ム	200,000	150,000	50,000
	広 報	100,000	143,096	△ 43,096
	職 業 奉 仕	60,000	39,963	20,037
ボ ラ ン テ ィ ア	60,000	0	60,000	

費 目		平成10年度 平 予 算 額	平成10年度 平 決 算 額	差 異
委員会関係	社 会 奉 仕	200,000	237,600	△ 37,600
	ロ ー タ ー ア ク ト	600,000	346,800	253,200
	新 世 代	420,000	271,000	149,000
	国 際 奉 仕	700,000	665,000	35,000
	R 財 団 米 山 奨 学 金	100,000	58,847	41,153
小 計		5,620,000	4,791,359	828,641
R I 関 係	人 頭 分 担 金	465,500	440,160	25,340
	7/2~9/30入会者比例人頭分担金	6,125	3,097	3,028
	1/2~3/31入会者比例人頭分担金	6,125	3,018	3,107
	ロ-タリ-財団寄付(入会時)	16,800	11,100	5,700
	ロ-タリ-財団寄付	570,000	576,000	△ 6,000
	ロ-タリ-の友購読料	239,400	245,300	△ 5,900
	米 山 記 念 奨 学 金	190,000	192,000	△ 2,000
小 計		1,493,950	1,470,675	23,275
地区関係	地 区 活 動 資 金	323,000	311,040	11,960
	ガバナー会運営協力金	19,000	19,200	△ 200
	ロ-タリ-文庫運営協力金	28,500	28,800	△ 300
	青少年交換資金	19,000	19,200	△ 200
	世界社会奉仕資金	57,000	57,600	△ 600
	G S E 資 金	114,000	115,200	△ 1,200
	青少年活動資金(ライラ)	81,700	82,560	△ 860
	ロ-タ-アクト活動資金	76,000	76,800	△ 800
	インタ-アクト活動資金	9,500	9,600	△ 100
	ガバナー事務所費	218,500	220,800	△ 2,300
	ガバナー/ミニ-事務所費	47,500	48,000	△ 500
	月 信 購 読 料	152,000	153,600	△ 1,600
	地 区 大 会 分 担 金	475,000	480,000	△ 5,000
地 区 協 議 会 費	200,000	160,000	40,000	
小 計		1,820,700	1,782,400	38,300
そ の 他	会 議 費	300,000	289,815	10,185
	会 食 費	6,000,000	5,524,747	475,253
	雑 費	1,200,000	1,577,690	△ 377,690
	備 品 費	400,000	422,100	△ 22,100
	特 別 基 金	950,000	1,005,000	△ 55,000
	地 区 大 会 費 用	500,000	150,000	350,000
小 計		9,350,000	8,969,352	380,648
支 出 合 計		22,344,650	20,931,316	1,413,334
差引残高(予備費)		2,797,751	4,739,775	

# 特 別 会 計

(単位 円)

費 目	平成10年度 予 算 額	平成10年度 決 算 額	差 異
<b>〔ニコニコ箱寄付金積立金〕</b>			
〔 収 入 〕			
前 年 度 繰 越 金	1,566,553	1,566,553	
寄 付 金 収 入	1,500,000	1,785,500	△ 285,500
雑 収 入	1,000	1,426	△ 426
収 入 合 計	3,067,553	3,353,479	△ 285,926
〔 支 出 〕			
西 R C 奨 学 金 へ 繰 入	720,000	720,000	0
支 出 合 計	720,000	720,000	0
差 引 残 高	2,347,553	2,633,479	
<b>〔西ロータリークラブ奨学金〕</b>			
〔 収 入 〕			
前 年 度 繰 越 金	9,305,354	9,305,354	
雑 収 入	20,000	18,294	1,706
ニコニコ寄付金積立より繰入	720,000	720,000	0
収 入 合 計	10,045,354	10,043,648	1,706
〔 支 出 〕			
奨 学 金	720,000	720,000	0
通 信 費	10,000	5,040	4,960
支 出 合 計	730,000	725,040	4,960
差 引 残 高	9,315,354	9,318,608	
<b>〔 特 別 積 立 金 〕</b>			
〔 収 入 〕			
前 年 度 繰 越 金	5,717,927	5,717,927	
特 別 基 金 負 担 金	950,000	1,005,000	△ 55,000
雑 収 入	10,000	11,313	△ 1,313
収 入 合 計	6,677,927	6,734,240	△ 56,313

# 財 産 目 録

平成11年6月30日

## 資 産 の 部

区 分	内 訳	金 額	備 考
預 金	南日本銀行(普通) 口座番号 20709	円 4,739,775	一般会計
預 金	” (普通) 493160	2,633,479	ニコニコ寄付金
預 金	” (定期)	9,100,000	西ロータリー奨学金
預 金	” (普通) 181591	218,608	”
預 金	” (定期)	6,600,000	記念行事特別基金
預 金	” (普通) 368438	134,240	”
合	計	23,426,102	

# 監 査 報 告 書

平成 11 年 7 月 12 日

鹿児島西ロータリークラブ

会 長 海江田 卓 殿

公認会計士 中 村 一 雄



私は1998年7月1日より1999年6月30日に至る年度の、一般会計及び特別会計の収支決算書並びに財産目録について監査いたしました。

その結果、会計処理の手続は定款及び規定にしたがって適正に行われており、決算額は正確妥当であると認めました。



# 1999～2000年度 収支予算書

鹿児島西ロータリークラブ  
(単位 円)

費 目	平成11年度 予 算 額	備 考
〔 収 入 の 部 〕		
前 年 度 繰 越 金	4,739,775	
年 会 費	18,430,000	95,000×97×2
雑誌代(ロータリーの友)	244,440	1,260×97×2
入 会 金	420,000	35,000×12名
財団寄付金(入会時)	14,640	10ドル×122×12名
ビ ジ タ ー 会 食 費	233,700	1,900×3名×41週
家 族 会 会 費	485,000	5,000×97名
雑 収 入	10,000	
特 別 基 金 収 入	970,000	5,000×97名×2
収 入 合 計	25,547,555	
〔 支 出 の 部 〕		
事 務 局 関 係	人 件 費	2,600,000
	退 職 給 与 準 備 金	0
	通 信 費	450,000
	事 務 用 品 費	250,000
	印 刷 費	750,000
	厚 生 福 利 費	50,000
	交 通 費	250,000
	図 書 費	10,000
小 計	4,360,000	
委 員 会 関 係	ク ラ ブ 奉 仕	30,000
	会 員 増 強	10,000
	会 員 選 考	10,000
	職 業 分 類	10,000
	出 席	120,000
	S A A	50,000
	親 睦	1,600,000
	ロ ー タ リ ー 情 報	400,000
	会 報 雑 誌	1,200,000
	プ ロ グ ラ ム	200,000
	広 報	100,000
	職 業 奉 仕	60,000
ボ ラ ン テ ィ ア	60,000	

費	目	平成11年度 予 算 額	備 考
委員会関係	社 会 奉 仕	350,000	プロバス、ローターアクト合同。赤い羽根
	ロ ー タ ー ア ク ト	600,000	
	新 世 代	70,000	
	イ ン タ ー ア ク ト	400,000	
	国 際 奉 仕	400,000	
	R 財 団 米 山 奨 学 金	100,000	
小 計		5,770,000	
R I 関 係	人 頭 分 担 金	414,190	17.5F $\times$ 122 $\times$ 97 $\times$ 2
	7/2~9/30入会者比例人頭分担金	5,338	8.75F $\times$ 122 $\times$ 5名
	1/2~3/31入会者比例人頭分担金	5,338	"
	ロータリー-財団寄付(入会時)	14,640	10F $\times$ 122 $\times$ 12名
	ロータリー-財団寄付	582,000	500 $\times$ 97名 $\times$ 12(百万ドル食事)
	ロータリーの友購読料	244,440	1,260 $\times$ 97 $\times$ 2
	米山記念奨学金	291,000	1,500 $\times$ 97 $\times$ 2
小 計		1,556,946	
地 区 関 係	地 区 活 動 資 金	334,650	(1,750 $\times$ 97)+(1,700 $\times$ 97)
	ガバナー-会運営協力金	19,400	100 $\times$ 97 $\times$ 2
	ロータリー-文庫運営協力金	29,100	150 $\times$ 97 $\times$ 2
	青少年交換資金	19,400	200 $\times$ 97
	世界社会奉仕資金	58,200	300 $\times$ 97 $\times$ 2
	G S E 資 金	116,400	600 $\times$ 97 $\times$ 2
	青少年活動資金(ライ)	83,420	(800 $\times$ 97)+(60 $\times$ 97)
	ローターアクト活動資金	58,200	300 $\times$ 97 $\times$ 2
	インターアクト活動資金	29,100	150 $\times$ 97 $\times$ 2
	ガバナー事務所費	223,100	1,150 $\times$ 97 $\times$ 2
	ガバナー-ミニ-事務所費	48,500	500 $\times$ 97
	月 信 購 読 料	184,300	950 $\times$ 97 $\times$ 2
	地区大会分担金	485,000	5,000 $\times$ 97
	地区協議会費	200,000	10,000 $\times$ 20名
R I 大 阪 大 会 準 備 金	194,000	1,000 $\times$ 97 $\times$ 2	
小 計		2,082,770	
そ の 他	会 議 費	300,000	
	会 食 費	6,000,000	
	雑 費	950,000	
	備 品 費	400,000	
	特 別 基 金	970,000	10,000 $\times$ 97名
	地 区 大 会 費 用	500,000	(バス代)
小 計		9,120,000	
支 出 合 計		22,889,716	
差引残高(予備費)		2,657,839	

# 特 別 会 計

(単位 円)

費 目	平成11年度 予 算 額	備 考
〔ニコニコ箱寄付金積立金〕		
〔 収 入 〕		
前 年 度 繰 越 金	2,633,479	
寄 付 金 収 入	1,600,000	
雑 収 入	1,000	
収 入 合 計	4,234,479	
〔 支 出 〕		
西 R C 奨 学 金 へ 繰 入	720,000	
支 出 合 計	720,000	
差 引 残 高	3,514,479	
〔西ロータリークラブ奨学金〕		
〔 収 入 〕		
前 年 度 繰 越 金	9,318,608	
雑 収 入	20,000	
ニコニコ寄付金積立より繰入	720,000	
収 入 合 計	10,058,608	
〔 支 出 〕		
奨 学 金	720,000	
通 信 費	10,000	
支 出 合 計	730,000	
差 引 残 高	9,328,608	
〔 特 別 積 立 金 〕		
〔 収 入 〕		
前 年 度 繰 越 金	6,734,240	
特 別 基 金 負 担 金	970,000	
雑 収 入	10,000	
収 入 合 計	7,714,240	

# 職業分類表

(充填・未充填一覧表)

1999年7月



鹿児島西ロータリークラブ



# 充填及び未充填職業分類表

1999年7月

番号	関連分類	番号	関連分類
1	農機具工業業	31	園芸
2	農芸	32	ホテル・リゾート及びレストラン
3	冷蔵	33	施設及び病院
4	畜産	34	保健
5	団	35	鉄鋼業
6	自動車工業業	36	宝石・貴金属
7	酒精飲料	37	洗濯及び装
8	清涼飲料	38	法
9	放	39	皮革工業業
10	建築材料	40	機械及び装置
11	ビジネスサービス	41	動物性食品
12	化学工業業	42	医療器具及び機械
13	被服工業業	43	医師
14	通信工事	44	薬剤師
15	菓	45	金属工業業
16	建設	46	鉱油工業業
17	綿	47	楽器用品
18	衣料及び雑貨	48	事務用品
19	教	49	光学製品
20	電気及び電子工業業	50	塗料及び装飾
21	金	51	紙工
22	芸	52	写
23	消防及び防火	53	物理療
24	漁	54	印刷及び出版
25	食品工業業	55	宣
26	植物性食品	56	不動産業
27	家具及び備品	57	リクリエーション
28	ガス工業業	58	冷
29	ガラス工業業	59	宗
30	金	60	ゴム工業業

番号	関 連 分 類	番号	関 連 分 類
61	船 舶 及 び 航 海 用 具	66	車 輛 工 業
62	絹 業	67	上 下 水 道 及 び 灌 漑
63	石 材 工 業	68	木 材 工 業
64	倉 庫	69	羊 毛 工 業
65	運 輸	70	サ ー ビ ス 業

関連分類 70種 (内充填23種, 未充填47種)

分 類 124種 (内充填60種, 未充填66種)

会員総数 97名

内 訳 正 会 員 58名

アディショナル会員 0名

シニア・アクティブ会員 39名

パスト・サービス会員 0名

〈名 誉 会 員〉 5名

会 員 名	元 職 業 分 類	勤 務 先
鮫 島 志芽太	単 科 大 学	鹿児島経済大学
福 田 敏 之	民 間 放 送	(株)南日本放送
池 田 廣	放 射 線 科 医	池田放射線科診療所
徳 田 基	弁 護 士	
平 岡 禎 吉	社 会 教 育	

# 職 業 分 類 表

番号	関連分類	分類名	正会員名	勤務先	シニア・アクティブ 会 員	勤務先
1	農機具工業					
2	農 芸					
3	冷 暖 房	冷暖房配布 空調機	菅 富 男 玉 利 賢 介	函南工業(株) (有)南日本化学洗淨		
4	畜 産 業					
5	団 体	社会教育				
6	自動車工業	自動車修理 自動車部品製造 国産車販売			佐 伯 壽 郎 水 洩 清 治	ネットトヨタ鹿児島(株) 水洩産業(株)
7	酒 精 飲 料	酒 類 配 布				
8	清 涼 飲 料					
9	放 送	民 間 放 送	桐 明 桂 一 郎	(株)鹿児島放送		
10	建 築 材 料	セメント配布 産業機械配布			江 夏 洋	(株)ニットク



番号	関連分類	分類名	正会員名	勤務先	シニア・アクティブ 会 員	勤務先
11	ビジネスサービス	公認会計士 税理士 社会保険労務士	徳留忠敬	徳留忠敬税理士事務所	中村一雄 森永茂樹	中村公認会計士事務所 森永労務管理事務所
12	化学工業	家庭薬配布			村田和雄	(株)ムラタ薬品
13	被服工業					
14	通信事業	通話事業 通信事業 情報サービス	高橋良明 江口清隆	NTT-TE九州 アイ電子工業(株)		
15	菓子	和菓子製造			岩田泰一	(名)明石屋菓子店
16	建設業	道路建設 請負業 コンクリート建築 建築設計  港湾建設 建築 建築コンサルタント 土木 プレハブ建築 商業建築 建設設備 技能者訓練 商店建築業 管工事業	福地真 須田正己  諏訪園隆  田崎一郎 有馬戦男 大平重隆 中村英幸 川畑宏二	(株)大洲建設 (株)須田建設工業  坂本建設(株)  ダイワ新建(株) 太陽熱温水器(株) 大平工業(株) (株)城山 旭工業(株)	木治屋克己 上原満 三反田藤男	五十鈴建設工業(株) (株)双建設事務所 (株)三反田藤男設計事務所

番号	関連分類	分類名	正会員名	勤務先	シニア・アクチブ 会員	勤務先
17	綿業	綿製品配布			岩元基	(株)カクイックス
18	衣料及び雑貨	百貨店 衣料配布 雑貨配布	東郷三郎	(株)山形屋	榎田浩典 桜美義明	(有)エノキダ洋服店 (株)桜物産
19	教育	外国語教育 高等学校 美術教育 音楽教育 木材工学 古道	南諏訪園 徹勳  松田健一 庵木英雄	ID外語学院 鹿児島高等学校  鹿児島大学教育学部	海江田卓夫 永松實夫	放送作家
20	電気及び電子工業	電気	山田晴彬	山田電気(株)		
21	金融	商業銀行 外国為替銀行 短期金融 地方金融 証券引受業 証券業 相互銀行業 証券取引業 普通銀行	別府洋一 江口一  石橋渡明 山本広明	鹿児島銀行武町支店 さくら銀行鹿児島支店  福岡銀行鹿児島支店 大和証券鹿児島支店	岩元紀彦	(株)南日本銀行
22	芸術					

番号	関連分類	分類名	正会員名	勤務先	シニア・アクティブ 会 員	勤務先
23	消防及び防火					
24	漁業	水産物配布	竹下 洋	(株)竹下清蔵商店		
25	食品工業	砂糖配布 小麦粉配布 種子麴製造配布 食料品配布 中華材料配布 醸造 漬物製造 食品製造 健康食品	原田 隼 男 藤 安 秀 一 中 園 雅 治 田 畑 勇 己 藤 裕 己	(株)ハラシヨク (株)健康家族 藤安醸造(株) (株)中園久太郎商店 ケービー食品(株)	高井 敏 治 山 元 正 明	(株)タカイ 河内源一郎商店(株)
26	植物性食品					
27	家具及び備品					
28	ガス工業	液化圧縮ガス配布			田 中 寛 吉	アポロホームガス南九州(株)
29	ガラス工業	ガラス配布			小 園 正 人 福 田 一 郎	(株)小園硝子商会 福田ガラス工業(株)
30	金物					
31	園芸					
32	ホテル・ リゾート及び レストラン	ホテル(洋式) ホテル(日本式) 料理店(中華)	正 建二郎	(株)正商店	小 山 幸 義	(株)鶴鳴館

番号	関連分類	分類名	正会員名	勤務先	シニア・アクティブ会員	勤務先
33	施設及び病院	公立病院 私立病院 身障者施設 老人保健施設	樋渡良一	土橋病院	福田正臣 水流洋	清風病院 社会福祉法人落穂会ゆうかり学園
34	保 険	火災保険 生命保険 団体保険 ガン保険	瀬戸口良一 深掘孝	日本生命鹿児島支社 安田生命鹿児島支社	松田忠臣	九州保険サービス㈱
35	鉄 鋼 業					
36	宝石・貴金属					
37	洗濯及び染色	クリーニング リネンサプライ	中嶋健	㈲第一ドライ	山下健	㈱鹿児島ドライ
38	法 律	民事弁護士 商事弁護士 公証人	染川周郎 福元紳一 秋月宗近	染川法律事務所 福元法律事務所 鹿児島公証人合同役場	竹下威	染川法律事務所
39	皮 革 工 業					
40	機 械 及 び 装 置					
41	動物性食品	アイスクリーム製造			玉川哲生	セイカ食品㈱
42	衣料器具及び機械					

番号	関連分類	分類名	正会員名	勤務先	シニア・アクティブ 会員	勤務先
43	医 師	胃腸科医 内科医	小田代 憲 一	小田代病院	高山 義 則 太原 春 雄 山下 皓 三 野 添 良 隆 片 平 可 也  川 平 建次郎 坂 元 明 雄	高山内科医院 紫原たはら病院 山下歯科 中央ビル野添歯科 片平皮膚泌尿器科  医療法人建星会川平クリニック 岩尾病院
		矯正歯科医 歯科医	大 浦 教 一 柴 山 一 清	(医) 礼仁会大浦歯科クリニック 柴山歯科		
		口腔外科医 小児歯科医	濱 田 悦 郎	城西歯科クリニック		
		皮膚泌尿器科医 耳鼻咽喉器医				
		産婦人科医 整形外科医				
		放射線科医 外科医				
		循環器科医 医療法人	長 柄 英 男 鉾之原 大 助	植村病院 医療法人卓翔会市比野記念病院		
		眼科医	有 村 仁 志	有村眼科医院		
44	薬 剤 師	調 剤 薬 局	池 田 勝 一 郎	平和薬局		
45	金 属 工 業	金 属 工 業				
46	鉱 油 工 業	製 油 配 布			三 角 桂 次 郎	(株)ミスミ
47	楽 器 用 品					
48	事 務 用 品	事 務 用 品 配 布				
49	光 学 製 品					

番号	関連分類	分類名	正会員名	勤務先	シニア・アクティブ 会 員	勤務先
50	塗料及び装飾	装飾材料配布				
51	紙工業					
52	写真	写真配布				
53	物理療法					
54	印刷及び出版	書籍販売 印刷 新聞発行 報道 学校図書出版販売 データプリントサービス	坂木貞剛 天本美信 加藤一徳  和田武弘	県庁書店 アジア印刷(株) (株)南日本新聞社  和田印刷(株)	前田樹一郎	育英社(株)
55	宣伝	広告取扱 イベント企画 看板製造	深尾兼好 板木泰文	(株)シイツウ 鹿児島メディア(株)		
56	不動産	不動産鑑定				
57	レクリエーション	観光事業			古木圭介	グローバルユースビューロー
58	冷凍					
59	宗教	仏神 教道	岩切豊	松原神社	池口恵観	最福寺

番号	関連分類	分類名	正会員名	勤務先	シニア・アクチブ 会 員	勤務先
60	ゴム工業					
61	船舶及び航海用具					
62	絹業	絹製品製造 絹製品配布 生糸配布				
63	石材工業					
64	倉庫	倉庫業				
65	運輸	バス事業 タクシー業 海上運輸	新川靖博	新川タクシー(株)	岩男秀彦	マリックスライン(株)
66	車両工業					
67	上下水道及び灌漑					
68	木材工業					
69	羊毛工業					
70	サービス業	防犯システム ビルディング管理 ビル清掃	若松喜八郎 日高好文 藤川毅	(株)セキュリティサービス (株)タイムリー (株)芙蓉商事		

# 会 員 名 簿

1999年7月



鹿児島西ロータリークラブ



氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	〒	自宅住所	自宅TEL	
岐島志芽太	名誉会員	鹿児島経済大学	講師					890-0054	荒田一丁目32-6	254-3700	
福田敏之	名誉会員	南日本放送	相談役	890-0051	高麗町5-25			890-0014	草牟田一丁目22-40	222-4586	
池田廣	名誉会員	池田放射線科診療所	医師	890-0052	上之園町18-13	253-5665	285-1902	890-0052	同左	257-4526	
徳田基	名誉会員							890-0044	常盤町272-3	255-8964	
平岡禎吉	名誉会員							890-0045	武三丁目24-16	254-1909	
A	有馬戦男	建設設備	太陽熱温水器(株)	代表取締役社長	890-0024	明和二丁目35-13	281-0039	282-0095	890-0024	明和二丁目27-2	281-7006
	天本美信	印刷	アジア印刷(株)	常務取締役	890-0068	東郡元町15-6	251-2515	251-3089	892-0811	玉里団地2-40-22	229-3435
	秋月宗近	公証人	鹿児島公証人合同役場	公証人	892-0816	山下町17-12	222-2817	222-2391	890-0056	下荒田一丁目38-31 ストークマツシヨ鹿児島1205号	255-8871
	庵栄英雄	古武道	琢磨会鹿児島県支部 大東流合気柔術	支部長					891-0114	小松原2-41-3-313	269-5055
	有村仁志	眼科医	有村眼科医院	院長	892-0827	中町10-4 2・3F	222-7885	223-4850	890-0016	新照院町33-13	224-5634
B	別府洋	商業銀行	鹿児島銀行武町支店	支店長	890-0063	中央町11-1	256-1121	250-0561	892-0871	吉野町2352-8	244-6534
E	榎田浩典	シニア・アクチブ (衣料配布)	エノキダ洋服店	代表取締役社長	890-0053	中央町4-3	253-6966	253-6965	890-0053	同左	253-6965
	江口清隆	通信事業	アイ電子工業(株)	代表取締役社長	890-0022	小野町3241-12	281-1101	281-1119	890-0044	常盤町647-9	281-1106

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先住所	勤務先 TEL	勤務先 FAX	〒	自宅住所	自宅TEL
	江口 二	外国為替銀行	さくら銀行鹿児島支店	支店長	892-0828	金生町5-9	222-2111	226-1350	892-0838	新屋敷町2-12 コンフォート鹿児島703	227-5790
F	福田 正 臣	シニア・アクチブ (公立病院)	清風病院	顧問医	890-0066	真砂町73-20	257-1010	253-4552	892-0854	長田町17-6	226-9669
	福田 一 郎	シニア・アクチブ (ガラス配布)	福田ガラス工業(株)	代表取締役 社長	892-0873	下田町823-1	243-8518	243-8555	892-0873	同左	243-8518
	福地 眞	請負業	(株)大洲建設	代表取締役 社長	892-0847	西千石町6-16	222-3042	223-3456	890-0046	西田二丁目19-18	253-2670
	深尾 兼 好	イベント企画	(株)シイツウ	代表取締役 社長	892-0847	西千石町17-30 相互ビル5F	225-2711	225-2715	890-0082	紫原七丁目9-10	257-1748
	藤安 秀 一	醸造	藤安醸造(株)	代表取締役 社長	891-0131	谷山港2-1-10	261-5151	262-1357	892-0823	住吉町6-20	224-1069
	深掘 孝	団体保険	安田生命鹿児島支社	支社長	892-0828	金生町4-10安田生命 鹿児島第3ビル	223-0243	226-2090	892-0847	西千石町7-34 エントピア西千石206	227-3909
	藤川 毅	ビル清掃	(株)芙蓉商事	取締役	890-0822	泉町13-15	222-3100	222-3104	890-0051	高麗町26-4-503	254-4126
	福元 紳 一	商事弁護士	福元法律事務所	所長	890-0828	金生町7-8-7F	225-0100	225-6636	890-0003	伊敷町7040-2 伊敷ニュータウン54街区2号	220-8600
H	樋渡 良 一	老人保健施設	土橋病院	院長	890-0046	西田一丁目16-1	257-5711	285-0327	890-0046	西田一丁目11-1 カーサ土橋	253-8422
	原田 肇 男	食料品配布	(株)ハラシヨク	代表取締役 社長	890-0067	真砂本町9-11	253-6302	253-2740	890-0067	同左	253-6302
	鉾之原 大 助	医療法人	医療法人卓翔会 比野記念病院	理事長	895-1203	樋脇町市比野3079	0996-38-1200	0996-38-0715	890-0003	伊敷町7040-3 伊敷ニュータウン54街区3号2	228-6883
	白鷺 好 久	ビルディング 管理	(株)タイムリー	社長	892-0837	甲突町28-2	224-6542	222-5473	890-0064	鴨池新町29-4-23	257-3747
	濱田 悦 郎	小児歯科	城西歯科クリニック	院長	890-0025	原良町1837	256-8274	256-8274	890-0003	伊敷町7208-21	229-8088

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先住所	勤務先 TEL	勤務先 FAX	〒	自宅住所	自宅TEL
I	岩元 基	シニア・アクチブ (綿製品配布)	(株) カクイックス	代表取締役 社長	891-0131	谷山港二丁目1-2	261-4111	262-0038	892-0846	加治屋町15-15	222-4454
	池口 意範	シニア・アクチブ (仏教)	最福寺	法主	891-0133	平川町4850-1	261-2933	261-4755 253-2155	890-0082	紫原二丁目35-13	257-0852
	岩勇 秀彦	シニア・アクチブ (海上運輸)	マリックスライン(株)	代表取締役 社長	892-0823	住吉町15-11	226-6778	226-2126	892-0854	長田町25-4	222-8018
	岩元 紀彦	シニア・アクチブ (相互銀行)	(株) 南日本銀行	相談役	892-0816	山下町1-1	226-1111	224-3201	890-0082	紫原五丁目47-13	251-2866
	岩田 泰二	シニア・アクチブ (和菓子製造)	(有) 明石屋菓子店	代表社員	892-0828	金生町4-16	226-0431	224-1062	892-0847	西千石町2-13	224-0658
	板木 泰文	看板製造	鹿児島メディア(株)	代表取締役 社長	891-1306	吉田町牟礼岡一丁目 21-7	294-8011	294-8012	891-1306	吉田町牟礼岡1-41-2	294-8508
	池田 勝一郎	調剤薬局	平和薬局	社長	890-0054	荒田2-74-2	253-9141	259-6065	890-0054	荒田2-74-2	253-9141
	石橋 渡	地方金融	(株)福岡銀行鹿児島支店	支店長	890-0053	中央町15-23	253-1991	250-3621	890-0065	郡元3丁目13-21	252-1655
	岩切 豊	神道	宗教法人 松原神社	宮司	892-0833	松原町3-35	222-0343	223-5945	890-0014	草牟田一丁目23-41	223-8962
K	小山 幸義	シニア・アクチブ (ホテル・洋式)	(株) 鶴鳴館	代表取締役 社長	892-0842	東千石町8-3	223-2241	225-0679	892-0853	城山町3-24	224-0306
	小園 正人	シニア・アクチブ (ガラス配布)	(株) 小園硝子商会	代表取締役 会長	891-0123	卸本町5-20	260-2345	260-2887	892-0871	吉野町9752	247-1787
	古木 圭介	シニア・アクチブ (観光事業)	グローバルユース ビューロー	専務取締役	892-0844	山之口町12-11	222-2175	223-1757	891-0103	皇徳寺台5-28-5	264-1566
	木治屋 寛巳	シニア・アクチブ (コンクリート建築)	五十鈴建設工業(株)	代表取締役 社長	892-0854	長田町1-16	225-1511	225-1510	892-0871	吉野町2914-50	243-1511
	江夏 洋	シニア・アクチブ (産業機械配布)	(株) ニットク	代表取締役 社長	890-0073	宇宿二丁目1-26	252-2109	256-3989	890-0041	城西2-8-12	257-5018
	海江田 卓	シニア・アクチブ (高等学校)		放送作家					890-0024	明和一丁目21-20	282-7088
	川平 建次郎	シニア・アクチブ (放射線科医)	医療法人 建星会 川平クリニック	理事長	890-0046	西田2-7-16 第2エノキダビル1F	256-5252	256-5061	890-0054	荒田二丁目64-18	254-1811
	片平 可也	シニア・アクチブ (皮膚泌尿器科医)	片平皮膚泌尿器科	院長	890-0063	鴨池一丁目10-6	253-7069	285-1918	890-0063	鴨池一丁目6-25	257-6206

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先住所	勤務先 TEL	勤務先 FAX	〒	自宅住所	自宅TEL
	加藤 一徳	新聞発行	㈱南日本新聞社	取締役	892-0815	易居町1-2	225-9702	222-7805	892-0871	吉野町3216-58	244-6061
	梶 明 桂一郎	民間放送	㈱鹿児島放送(KKB)	副社長	890-0062	与次郎2-5-12	251-5111	254-5019	890-0056	下荒田1-38-3-1101	258-4505
	川 畑 宏 二	管工事	旭工業 ㈱	代表取締役社長	890-0054	荒田1-55-17	255-5131	255-5133	890-0052	上之園町24-23-201	255-3462
M	三 角 桂次郎	シニア・アクチブ (精油配布)	㈱ ミ ス ミ	代表取締役社長	891-0123	卸本町7-20	260-2200	260-2305	890-0025	原良町1797	254-3980
	水 淵 清 治	シニア・アクチブ (自動車部品製造)	水 淵 産 業 ㈱	代表取締役	890-0066	真砂町88-11	256-3003	256-3003	890-0056	下荒田二丁目33-16	253-5289
	村 田 和 雄	シニア・アクチブ (家庭薬配布)	㈱ ム ラ タ 薬 品	代表取締役社長	892-0846	加治屋町9-25	224-0185	224-0046	890-0086	日之出町10-2	257-9424
	森 永 茂 樹	シニア・アクチブ (社会保険労務士)	森永労務管理事務所	所 長	890-0066	真砂町10-13	256-6166	256-6177	890-0082	紫原六丁目53-18	258-9311
	前 田 樹一郎	シニア・アクチブ (学校図書出版販売)	育 英 社 ㈱	代表取締役社長	890-0055	上荒田町22-3	251-5071	250-2575	890-0054	荒田一丁目50-11	257-3281
	松 田 策 臣	シニア・アクチブ (ガン保険)	九州保険サービス㈱	代表取締役社長	892-0846	加治屋町1-9 柿本寺第2ビル	222-3551	222-3538	891-0144	下福元町6306-13	262-1193
	正 建二郎	ホ テ ル	ホ テ ル メ イ ト	代表取締役社長	892-0826	呉服町5-17	226-6100	227-1372	890-0053	中央町16-3	256-0101
	松 田 健 一	木 材 工 学	鹿児島大学教育学部	教 授	890-0065	郡元一丁目20-6	285-7872	226-6100	890-0144	下福元町5954-2	261-1389
	南 徹	外 国 語 教 育	I D 外 語 学 院	学 院 長	892-0848	平之町9-33	224-3451	224-3308	891-0102	星ヶ峯1-4-20	265-1615
	三 宅 二 男	短 期 金 融	㈱富士銀行鹿児島支店	支 店 長	892-0828	金生町7-3	226-0165	222-6933	890-0061	天保山町15-11	252-0180
N	中 村 一 雄	シニア・アクチブ (公認会計士)	中村公認会計士事務所	所 長	892-0853	城山町4-11	224-3562	224-7030	890-0013	城山一丁目26-14	222-3909
	永 松 実 夫	シニア・アクチブ (美術教育)							890-0064	鴨池新町4-1-502	251-1727

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先住所	勤務先 TEL	勤務先 FAX	〒	自宅住所	自宅TEL
N	野添良隆	シニア・アクチブ (口腔外科医)	中央ビル野添歯科	院長	892-0844	山之口町1-10 中央ビル6F	224-5125	224-5126	890-0046	西田二丁目22-3	254-5970
	長柄英男	循環器科	植村病院	院長	890-0003	伊敷町77	220-1730	228-9740	890-0003	伊敷町22-1	220-1730
	中村美華	商店建築業	㈱城山	代表取締役 社長	892-0834	南林寺町26-28	222-8925	225-7688	892-0834	同左	223-6703
	中嶋健	クリーニング	㈱第一ドライ	代表取締役 社長	892-0842	東千石町2-31	222-1987	222-1615	892-0842	同左	223-9745
	中園雅治	漬物製造	㈱中園久太郎商店	代表取締役 社長	891-0122	南栄2-10	268-8171	268-8175	890-0013	城山1-30-17	225-4514
O	大平重隆	技能者訓練	大平工業 ㈱	代表取締役 社長	890-0021	小野二丁目8-10	220-5716	220-3927	890-0021	小野二丁目8-12	220-6321
	小田代憲二	胃腸科	医療法人恵徳会小田代病院	院長	890-0054	荒田一丁目25-6	253-8111	257-9055	890-0054	同左	253-8111
	大浦教二	矯正歯科	医療法人礼仁会 大浦歯科クリニック	院長	890-0024	明和2-5-2	282-6280	282-0810	890-0031	武岡2-20-5	281-2128
S	佐伯壽郎	シニア・アクチブ (自動車修理)	ネッツトヨタ	専務取締役	892-0835	城南町8-19	226-7000	226-7008	890-0044	常盤町929	258-3423
	三反田藤男	シニア・アクチブ (建築設計)	㈱三反田藤男設計事務所	代表取締役 社長	892-0847	西千石町8-1 能勢ビル2F	225-3888	227-1725	892-0811	玉里団地二丁目29-10	229-5616
	柴山二清	歯科医	柴山歯科	院長	892-0816	山下町9-34 柴山ハイツ2F	226-6482	226-6480	892-0816	山下町9-34 柴山ハイツ801号	224-1442
	須田正己	コンクリート 建	㈱須田建設工業	代表取締役 社長	890-0034	田上二丁目35-5	257-9655	250-1829	890-0034	同左	256-2247
	新川靖博	タクシー業	新川タクシー ㈱	代表取締役 社長	890-0042	業師二丁目14-24	254-7819	255-9529	890-0013	城西一丁目22-12	254-3384
	菅富男	冷暖房	団南工業 ㈱	代表取締役 社長	890-0063	鴨池一丁目52-16	250-0711	250-6511	890-0025	原良町1260-4	255-4538
	坂元明雄	シニア・アクチブ (外科医)	岩尾病院	理事長	892-0837	甲突町17-18	225-3838	225-3372	890-0082	紫原六丁目35-9	255-3228

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先住所	勤務先 TEL	勤務先 FAX	〒	自宅住所	自宅TEL
S	染川 周 郎	弁護士	染川法律事務所	所長	890-0056	下荒田二丁目25-15	256-9922	251-3510	890-0056	下荒田二丁目25-15	250-2233
	諏訪園 勳	高等学校	鹿兒島高等学校	校長	890-0042	業師一丁目21-9	255-3211	258-0080	891-0113	東谷山1-18-22	269-1626
	坂本 貞 剛	書籍販売	県庁書店	代表者	890-0064	鶴池新町10-1	259-1181	259-1181	890-0082	紫原一丁目12-2	253-3601
	諏訪園 隆	建築	坂本建設(株)	代表取締役社長	892-0847	西千石町3-10	224-7111	227-0720	891-0103	皇徳寺台三丁目38-11	265-0607
	桜美 義 明	シニア・アクチブ(雑貨配布)	(株)桜物産	代表取締役社長	890-0053	中央町20-4	251-2780	251-2781	890-0014	草牟田2-34-65	226-5320
	瀬戸口 良 一	生命保険	日本生命保険相互会 鹿兒島支社	支社長	890-0053	中央町11-5	255-1101	255-1107	892-0863	西坂元町7-1 ニューライフガーデン西坂元402	248-4976
	鮫島 信 一	小児科医	医療法人・育成会 鮫島小児科医院	理事長	892-0844	山之口町5-19	224-2525	223-3351	892-0844	同左	224-2526
T	嵩井 敏 治	シニア・アクチブ(砂糖配布)							892-0846	加治屋町5-21	223-6453
	太原 春 雄	シニア・アクチブ(内科医)	紫原たはら病院	院長	890-0082	紫原四丁目27-19	252-5233	250-0192	890-0082	同左	258-3788
	玉川 哲 生	シニア・アクチブ(アイスクリーム製造)	セイカ食品(株)	代表取締役社長	890-0033	西別府町3200-7	284-8112	282-6610	890-0043	鷹師一丁目5-4	254-0475
	永流 洋	シニア・アクチブ(身障者施設)	社会福祉法人落穂会 ゆうかり学園	理事長	891-1201	岡之原町1005	243-0535	243-0520	891-1201	岡之原町956	244-0169
	田中 寛 吉	シニア・アクチブ(液化圧縮ガス配布)	アポロホームガス(株)	顧問	890-0003	伊敷町4602	220-6300	220-7824	890-0811	玉里団地一丁目68-5	229-5249
	竹下 蔵	シニア・アクチブ(公証人)	染川法律事務所	弁護士	890-0056	下荒田二丁目25-15	256-9922	251-3510	890-0075	桜ヶ丘八丁目20-18	265-7249
	嵩山 義 則	シニア・アクチブ(内科医)	高山内科医院	院長	890-0065	郡元三丁目1-6	251-3275	251-3275	890-0063	鶴池二丁目17-7	257-1407
	竹下 洋	水産物配布	(株)竹下清蔵商店	代表取締役社長	890-0054	荒田一丁目31-17	254-9121	252-4563	890-0054	同左	250-8767
	田崎 一 郎	商業建築	(株)ダイワ新建	社長	892-0847	西千石町4-2 グリーンパークビル3F	222-2231	224-6343	899-2202	日置郡東市来町長里 860-11	274-4506
	玉利 賢 介	空調機	(株)南日本化学洗淨	代表取締役社長	890-0054	荒田一丁目45-7	252-6636	258-6396	890-0054	同左	253-2160

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先住所	勤務先 TEL	勤務先 FAX	〒	自宅住所	自宅Ⅱ
T	高橋 良明	電話事業	N T T - T E 九州 鹿 児 島 支 店	支店長	892-0833	松原町3-4	227-9700	216-8104	890-0055	上荒田町9-24	252-8220
	東 郷 三 郎	百貨店	(株) 山 形 屋	代表取締役 専 務	892-0828	金生町3-1	227-6111 227-6335	227-6631	890-0069	南郡元町5-14	254-9807
	徳 留 忠 敬	税 理 士	徳留忠敬税理士事務所	所 長	890-0043	鷹師2丁目5-5	256-6688	255-4404	890-0043	同左	257-3884
	田 畑 勇	食 品 製 造	ケ - ビ - 食 品 (株)	代表取締役 社 長	890-0033	西別府町2941-28	281-8415	281-8420	891-1201	岡之原町130	243-2287
	藤 裕 己	健 康 食 品	(株) 健 康 家 族	代表取締役	892-0848	平之町10-2	223-5211	222-2298	892-0848	平之町10-21-1001	226-3114
U	上 原 満	シニア・アクチブ (建築設計)	(株) 双 建 設 計 事 務 所	代表取締役 社 長	890-0044	常盤町340-1	282-0753	282-0771	890-0044	同左	282-0053
W	若 松 喜 八 郎	防犯システム	(株) セキュリティサービス	代表取締役 社 長	890-0045	武1-42-2	252-3881	252-3841	890-0035	田上五丁目1-28	254-9596
	和 田 武 弘	データプリント サ - ビ ス	和 田 印 刷 (株)	代表取締役 社 長	891-0122	南栄3丁目1	268-6221	268-6210	890-0086	日之出町13-29	252-8855
Y	山 下 皓 三	シニア・アクチブ (歯科医)	山 下 歯 科	院 長	890-0053	中央町5-41	253-6943	253-6951	890-0053	中央町5-41第8ト カンマンション508号	256-0390
	山 元 正 明	シニア・アクチブ (種子製造配布)	河 内 源 一 郎 商 店 (株)	代表取締役 社 長	892-0802	清水町13-27	247-2253	248-2440	892-0802	清水町13-3	247-4691
	山 田 晴 彬	電 気	山 田 電 気 (株)	代表取締役 社 長	890-0052	上之園町25-30	251-0965	251-0770	890-0052	上之園町25-30 山田電気ビル501号	252-2455
	山 下 健	シニア・アクチブ (リネンサプライ)	(株) 鹿 児 島 ド ラ イ	代表取締役 会 長	890-0081	唐湊四丁目17-2	253-1234	253-1237	899-2503	伊集院町妙円寺 1-69-12	273-6298
	山 本 広 明	証 券 引 受	大和証券(株)鹿児島支店	支 店 長	892-0828	金生町6-9	223-5141	223-8160	892-0847	西千石町7-33 エントピア西千石506	225-5591

市内R.C例会日・例会場

クラブ名	事務所住所	事務所 TEL	例会日	例会場	例会場 TEL
<input type="checkbox"/> 鹿児島	金生町3の1 山形屋内	222-6527 FAX 226-3010	金	山形屋	227-6162
<input type="checkbox"/> 鹿児島南	与次郎1-8-10 サンロイヤルホテル内	254-1117 FAX 254-1119	水	サンロイヤルホテル	(代) 253-2020
<input type="checkbox"/> 鹿児島西	金生町3の1 山形屋内	223-5902 FAX 223-7507	水	山形屋	227-6162
<input type="checkbox"/> 鹿児島東南	与次郎1-8-10 サンロイヤルホテル内	259-6855 FAX 259-1622	火	サンロイヤルホテル	(代) 253-2020
<input type="checkbox"/> 鹿児島中央	金生町3の1 山形屋内	223-9366 FAX 239-3504	月	山形屋	227-6162
<input type="checkbox"/> 鹿児島西南	南栄五丁目10-54 メモリープラザ大安閣内	267-0896 FAX 267-1391	水	メモリープラザ大安閣	(代) 268-0505
<input type="checkbox"/> 鹿児島城西	中央町5の1 鹿児島東急イン内410号	251-5168 FAX 251-5290	火	鹿児島東急イン	(代) 256-0109
<input type="checkbox"/> 鹿児島東	金生町3の1 山形屋内	222-3325 FAX 227-6871	木	山形屋 第4(木)のみ定例会18:30~	227-6162
<input type="checkbox"/> 鹿児島北	鴨池新町14-15 モールM305号	250-7231 FAX 252-9605	木	鹿児島東急ホテル2F	(代) 257-2411
<input type="checkbox"/> 鹿児島サザン ウインド	中央町5の1 鹿児島東急イン内410号	251-5168 FAX 251-5290	木	鹿児島東急イン	(代) 256-0109

鹿児島西ロータリークラブ事務局

向井 房子 田上町3631-99  
265-2112  
丸峯 佐知子 西伊敷四丁目3-3  
229-4154